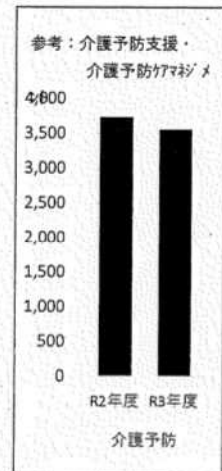
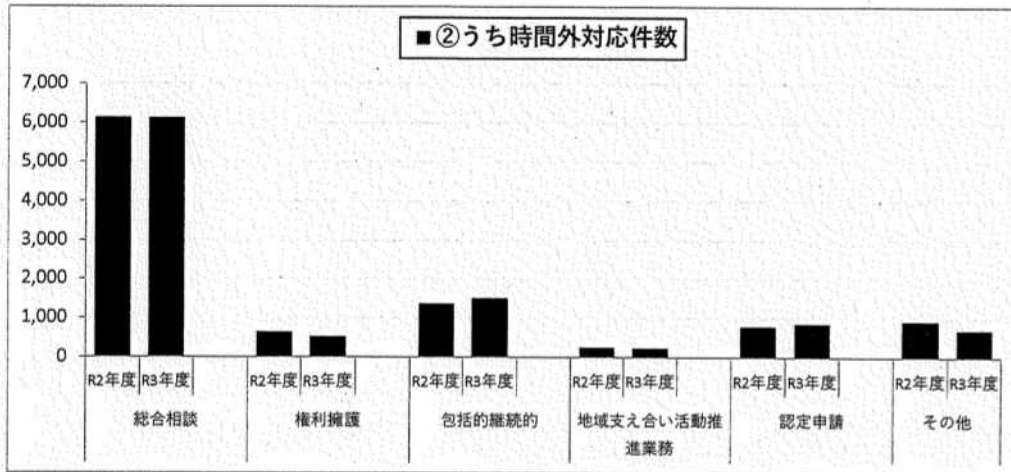
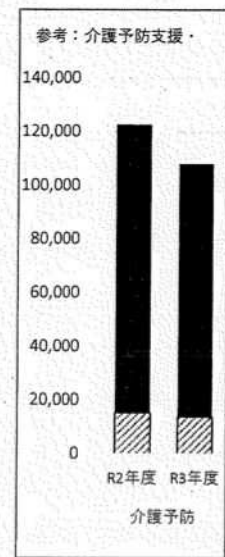
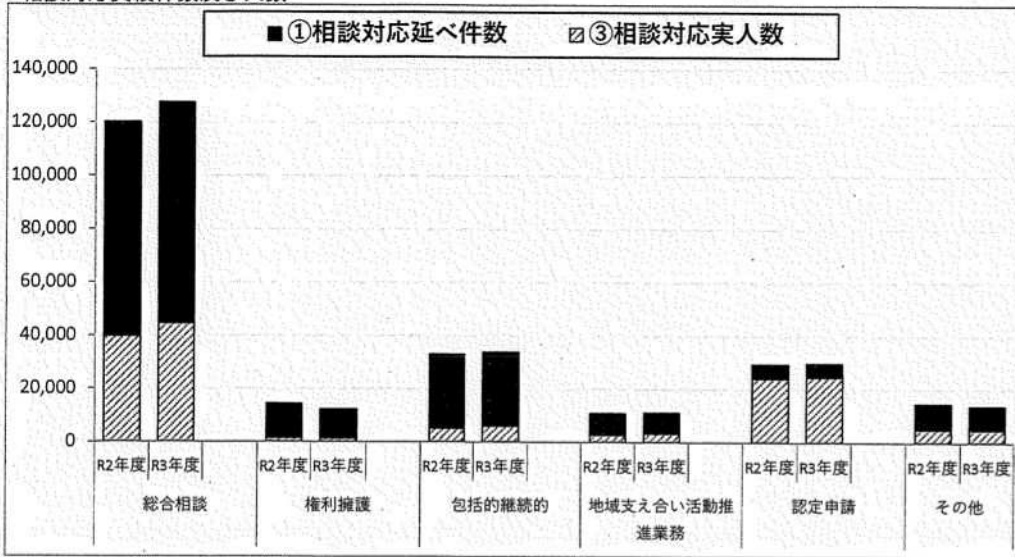


## あんしんすこやかセンター運営状況

令和3年度実績報告書（全市）	P 1
令和3年度実績報告書（垂水区）	P 3
桃山台あんしんすこやかセンター	P 5
塩屋あんしんすこやかセンター	P 6
東垂水あんしんすこやかセンター	P 7
垂水名谷あんしんすこやかセンター	P 8
平磯あんしんすこやかセンター	P 9
本多聞あんしんすこやかセンター	P 10
舞子台あんしんすこやかセンター	P 11
神陵台あんしんすこやかセンター	P 12
舞子あんしんすこやかセンター	P 13
あんしんすこやかセンター連絡会などの開催状況	P 14

# 令和3年度 実績報告書(全市)

## 1. 相談対応実績件数及び人数



	総合相談支援						介護予防支援・ 介護予防ケアマネ マネジメント	権利擁護				包括的・継続的 ケアマネジメント		地域支え合い 活動推進 業務	認定 申請	その他	合計
	介護 相談	入所・ 退所 相談	認知症に 関する 相談	実態 把握	介護保 険外サ ービス	基本 チェッ クリ スト		成年 後見 制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害	ケアマ ネジ メン ト支 援	困 難 事 例 対 応				
電話	47,054	6,298	14,106	8,838	1,861	103	70,871	1,272	38	5,703	142	13,811	9,851	3,594	4,248	8,814	196,604
うち時間外対応	2,376	205	755	420	44	3	2,486	42	0	269	7	551	537	82	115	455	8,357
来所	12,095	1,148	2,430	765	591	322	3,607	177	6	589	13	1,517	872	624	8,966	1,233	34,955
うち時間外対応	752	82	163	31	28	13	137	5	0	33	0	55	32	10	292	92	1,705
訪問	10,605	806	4,186	9,361	1,022	758	28,994	604	29	1,706	61	2,113	3,202	3,526	14,948	2,072	83,993
うち時間外対応	457	34	174	316	31	21	690	12	0	84	4	76	136	23	352	65	2,475
その他	1,455	313	1,468	1,739	219	18	4,591	200	10	1,769	36	1,264	1,239	3,439	1,667	1,736	21,163
うち時間外対応	88	11	71	66	6	0	245	9	1	55	2	72	45	108	96	80	955
①相談対応延べ件数	71,209	8,565	22,190	20,703	3,693	1,201	108,063	2,253	83	9,767	252	18,705	15,164	11,183	29,829	13,855	336,715
前年度比	7%	1%	0%	12%	-1%	13%	-12%	-15%	-62%	-12%	-43%	3%	2%	1%	1%	-6%	-3%
1圏域あたり(件)	913	110	284	265	47	15	1,385	29	1	125	3	240	194	143	382	178	4,317
②うち時間外対応件数	3,673	312	1,163	833	109	37	3,558	68	1	441	13	754	750	233	855	692	13,492
前年度比	-1%	-12%	6%	1%	-16%	-3%	-5%	-26%	-75%	-17%	-32%	36%	-8%	-6%	8%	-25%	-3%
1圏域あたり(件)	47	4	15	11	1	0	46	1	0	6	0	10	10	3	11	9	173
③相談対応実人数	26,904	2,799	5,129	6,801	1,806	996	13,757	470	21	645	137	4,774	1,241	3,251	24,611	4,891	-
前年度比	12%	4%	8%	18%	7%	16%	-10%	6%	-42%	-12%	-38%	17%	15%	23%	2%	-1%	-
1圏域あたり(人)	345	36	66	87	23	13	176	6	0	8	2	61	16	42	316	63	-

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	36	23	29	3	52	143
実人数	36	22	29	3	19	109

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和3年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	233,038 件	-2.2%	2,987.7 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	156 件	4.0%	2.0 件

4. 介護予防ケアマネジメント

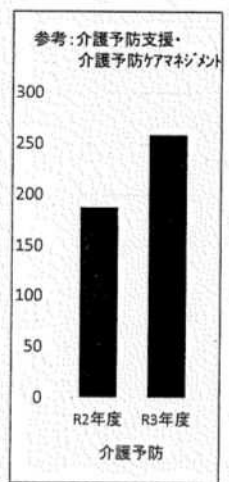
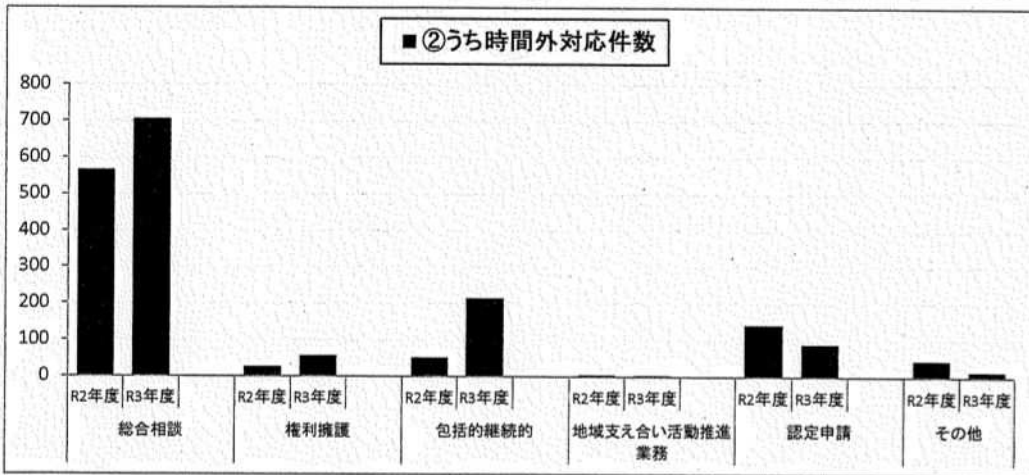
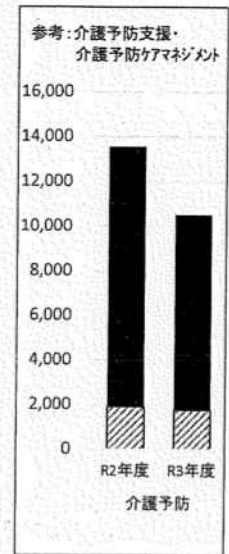
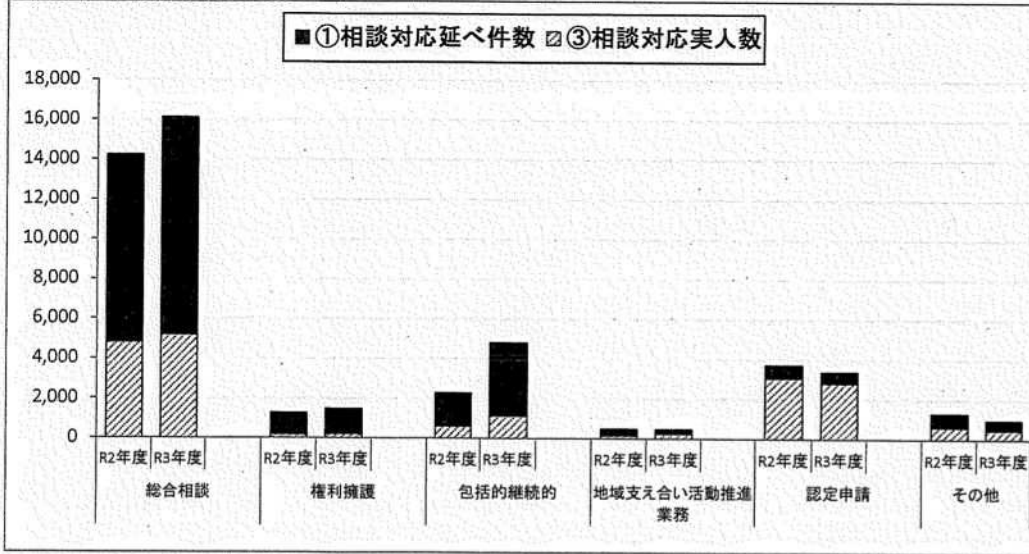
	モニタリング	サービス担当者会議
回数	223,683	26,868

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和3年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	172 件	18.6%	2.2 件
	参加人数	2,602 人	16.4%	33.4 人
	(内訳)協議体開催数	59 件	0.0%	0.8 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	199 件	0.0%	2.6 件
	参加人数	649 人	-8.5%	8.3 人
自センター主催の会議等	開催数	469 件	29.2%	6.0 件
	参加人数	4,105 人	21.3%	52.6 人
小地域支え合い連絡会	開催数	561 件	22.2%	7.2 件
	参加人数	6,083 人	22.3%	78.0 人
行政等主催の会議等	開催数	2,886 件	12.8%	37.0 件
	参加職員数	3,683 人	12.7%	47.2 人
地域主催の会議等	開催数	3,364 件	50.6%	43.1 件
	参加職員数	5,136 人	65.7%	65.8 人
ケアマネ等研修会	開催数	206 件	71.7%	2.6 件
	参加人数	1,440 人	67.9%	18.5 人
介護リフレッシュ教室	開催数	311 件	6.1%	4.0 件
	参加人数	2,100 人	7.1%	26.9 人
運営推進会議	開催数	269 件	-14.9%	3.4 件
	参加職員数	307 人	-10.4%	3.9 人
研修	回数	1,866 件	56.7%	23.9 件
	受講職員数	2,873 人	59.1%	36.8 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	1,106 件	81.9%	14.2 件
	参加職員数	1,623 人	74.1%	20.8 人
他機関との連絡調整	件数	72,698 件	-6.6%	932.0 件

# 令和3年度 実績報告書(垂水区)

## 1. 相談対応実績件数及び人数



	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント		地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援	困難事例対応				
電話	3,715	484	2,756	3,289	296	13	5,998	219	7	543	10	2,253	1,209	271	504	659	22,226
うち時間外対応	102	7	183	182	4	2	190	16	0	20	0	98	70	0	17	9	900
来所	593	70	188	137	33	15	301	17	0	86	1	132	74	44	582	42	2,315
うち時間外対応	42	3	13	3	1	1	14	0	0	1	0	7	3	0	23	0	111
訪問	913	101	1,085	1,413	158	131	3,862	127	10	230	8	347	465	93	2,163	155	11,261
うち時間外対応	40	0	28	38	2	1	33	6	0	5	0	8	8	3	49	3	224
その他	146	15	292	235	25	4	331	31	1	188	2	165	169	62	137	104	1,907
うち時間外対応	3	0	27	24	0	0	22	7	0	2	0	14	6	0	3	3	108
①相談対応延べ件数	5,367	670	4,321	5,074	512	163	10,492	394	18	1,047	21	2,897	1,917	470	3,386	960	37,709
前年度比	-1%	-9%	38%	22%	-16%	-2%	-23%	82%	-45%	7%	-30%	67%	256%	-3%	-9%	-26%	2%
1圏域あたり(件)	488	61	393	461	47	15	954	36	2	95	2	263	174	43	308	87	3,428
②うち時間外対応件数	187	10	251	247	7	4	259	29	0	28	0	127	87	3	89	15	1,343
前年度比	-22%	-62%	51%	111%	-50%	33%	38%	1350%	-	12%	-	189%	988%	-40%	-37%	-67%	31%
1圏域あたり(件)	17	1	23	22	1	0	24	3	0	3	0	12	8	0	8	1	122
③相談対応実人数	2,749	270	720	1,061	247	138	1,762	74	3	126	14	941	175	239	2,811	473	-
前年度比	11%	6%	2%	11%	-2%	-10%	-8%	30%	0%	22%	-22%	82%	130%	53%	-8%	-22%	-
1圏域あたり(人)	250	25	65	96	22	13	160	7	0	11	1	86	16	22	256	43	-

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	17	6	12	1	49	85
実人数	17	6	12	1	16	52

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和3年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	12,384 件	-47.5%	1,125.8 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	22 件	29.4%	2.0 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	サービス担当者会議
回数	35,122	4,120

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和3年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	30 件	76.5%	2.7 件
	参加人数	463 人	24.5%	42.1 人
	(内訳)協議体開催数	13 件	44.4%	1.2 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	24 件	71.4%	2.2 件
	参加人数	96 人	300.0%	8.7 人
自センター主催の会議等	開催数	32 件	-3.0%	2.9 件
	参加人数	327 人	-47.9%	29.7 人
小地域支え合い連絡会	開催数	70 件	75.0%	6.4 件
	参加人数	980 人	96.8%	89.1 人
行政等主催の会議等	開催数	233 件	-9.0%	21.2 件
	参加職員数	340 人	-5.3%	30.9 人
地域主催の会議等	開催数	270 件	6.7%	24.5 件
	参加職員数	616 人	111.7%	56.0 人
ケアマネ等研修会	開催数	13 件	225.0%	1.2 件
	参加人数	159 人	297.5%	14.5 人
介護リフレッシュ教室	開催数	43 件	30.3%	3.9 件
	参加人数	284 人	25.1%	25.8 人
運営推進会議	開催数	34 件	25.9%	3.1 件
	参加職員数	41 人	41.4%	3.7 人
研修	回数	175 件	124.4%	15.9 件
	受講職員数	433 人	211.5%	39.4 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	103 件	28.8%	9.4 件
	参加職員数	139 人	56.2%	12.6 人
他機関との連絡調整	件数	7,040 件	20.0%	640.0 件

# 月別実績報告書 その1

## 令和3年度 年間

センター番号:	59
センター名:	桃山台あんしんすこやかセンター

### 1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	215	79	138	38	65	5	338	5	0	33	2	566	45	35	253	234	2,051
うち時間外対応	14	3	2	0	2	1	2	0	0	0	0	2	0	0	14	3	43
来所	22	5	13	1	11	1	18	0	0	2	1	5	3	2	46	13	143
うち時間外対応	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	8
訪問	72	8	69	46	42	24	249	6	0	19	4	16	22	5	194	39	815
うち時間外対応	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	9
その他	7	2	45	3	6	0	14	2	0	34	0	26	36	2	12	10	199
うち時間外対応	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	5
合計	316	94	265	88	124	30	619	13	0	88	7	613	106	44	505	296	3,208
うち時間外対応	21	4	3	1	3	1	2	1	0	0	0	3	0	0	21	5	65
実人数	209	65	127	44	69	27	285	9	0	27	4	468	34	31	368	237	2,004
うち新規人数	192	52	77	15	51	26	170	7	0	8	4	350	15	16	334	196	1,513

### 2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	2	0	0	0	0	2
実人数	2	0	0	0	0	2

### 3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	322	対象人数	991
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	298	対象人数	323
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0		

### 4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち一人一人への委託	委託数のうち新規数
	従来型	31	1	30	6	0	0
簡易型	89	2	87	10	0	0	
セルフ型	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	126	1	125	27	0	1
モニタリング	回数	3,893	サービス担当者会議		回数		262

### 5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	3	参加人数	43
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
自センター主催の会議等	会議数	2	参加人数	44
小地域支え合い連絡会	開催数	9	参加人数	123
行政等主催の会議等	会議数	22	参加職員数	24
地域主催の会議等	会議数	38	参加職員数	38
ケアマネ等研修会	開催数	1	参加人数	8
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	37
運営推進会議	開催数	6	参加職員数	6
研修	回数	12	受講職員数	12
住民主体活動の後方支援	参加回数	1	参加職員数	1
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	656		
(内数)ケース検討会	開催数	13		

# 月別実績報告書 その1

令和3年度 年間

センター番号:	60
センター名:	塩屋あんしんすこやかセンター

## 1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	288	4	30	4	6	0	135	6	0	36	2	163	45	42	3	45	809
うち時間外対応	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1	0	0	1	7
来所	35	9	9	0	1	1	4	0	0	2	0	16	4	3	56	4	144
うち時間外対応	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	7
訪問	143	1	9	25	9	10	91	2	0	11	0	30	14	11	224	20	600
うち時間外対応	4	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	1	0	10
その他	10	0	2	2	2	0	4	0	0	25	0	7	24	6	25	0	107
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	478	14	50	31	18	11	234	8	0	74	2	216	87	62	308	69	1,660
うち時間外対応	11	0	0	2	0	0	3	0	0	2	0	2	2	0	1	1	24
実人数	347	11	38	28	12	11	142	4	0	36	2	168	44	47	294	58	1,242
うち新規人数	220	5	24	13	11	11	66	1	0	6	2	98	9	43	287	21	617

## 2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	4	0	0	0	0	4
実人数	4	0	0	0	0	4

## 3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	257	対象人数	685
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	87	対象人数	280
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0		

## 4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	50	1	49	10	0	0
簡易型	61	2	59	6	0	0	
セルフ型	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	117	5	112	25	0	4
モニタリング	回数	3,051	サービス担当者会議		回数		335

## 5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	5	参加人数	102
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	5		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
自センター主催の会議等	会議数	4	参加人数	67
小地域支え合い連絡会	開催数	3	参加人数	70
行政等主催の会議等	会議数	27	参加職員数	34
地域主催の会議等	会議数	27	参加職員数	43
ケアマネ等研修会	開催数	0	参加人数	0
介護リフレッシュ教室	開催数	5	参加人数	10
運営推進会議	開催数	5	参加職員数	6
研修	回数	26	受講職員数	33
住民主体活動の後方支援	参加回数	2	参加職員数	2
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	218		
(内数)ケース検討会	開催数	17		

# 月別実績報告書 その1

センター番号:	61
センター名:	東垂水あんしんすこやかセンター

## 令和3年度 年間

### 1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	656	41	71	8	24	1	207	6	0	63	1	25	56	31	25	14	1,429
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
来所	45	5	6	1	1	1	10	3	0	1	0	0	1	0	50	0	124
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	197	23	25	38	14	29	287	8	0	22	1	0	71	4	445	10	1,174
うち時間外対応	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	5
その他	4	1	5	0	1	0	3	0	0	14	0	0	3	2	13	0	46
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,102	70	107	47	40	31	507	17	0	100	2	25	131	37	533	24	2,773
うち時間外対応	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	6
実人数	639	37	84	29	25	28	324	8	0	28	2	17	49	24	432	18	1,744
うち新規人数	529	31	66	21	22	28	239	7	0	13	2	14	25	21	409	17	1,444

### 2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

### 3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	34	対象人数	4,619
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	4	対象人数	72
緊急対応件数(事故対応等)	件数	12		

### 4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	123	0	123	37	5	0
簡易型	173	8	165	44	10	2	
セルフ型	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	326	7	319	120	34	2
モニタリング	回数	4,362	サービス担当者会議		回数		576

### 5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	5	参加人数	42
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
自センター主催の会議等	会議数	1	参加人数	4
小地域支え合い連絡会	開催数	12	参加人数	170
行政等主催の会議等	会議数	30	参加職員数	53
地域主催の会議等	会議数	32	参加職員数	47
ケアマネ等研修会	開催数	2	参加人数	17
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	10
運営推進会議	開催数	8	参加職員数	13
研修	回数	21	受講職員数	43
住民主体活動の後方支援	参加回数	0	参加職員数	0
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	338		
(内数)ケース検討会	開催数	15		



# 月別実績報告書 その1

## 令和3年度 年間

センター番号:	62
センター名:	垂水名谷あんしんすこやかセンター

### 1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	545	227	170	229	123	0	246	31	0	18	0	480	110	9	6	38	2,232
うち時間外対応	21	2	3	3	1	0	4	1	0	1	0	10	2	0	0	2	50
来所	38	14	17	13	1	1	13	2	0	49	0	15	3	0	57	2	225
うち時間外対応	7	2	3	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	17
訪問	127	49	78	159	43	27	181	11	0	3	0	51	72	6	348	13	1,188
うち時間外対応	11	0	2	1	0	1	4	1	0	0	0	0	1	0	9	0	30
その他	12	3	12	14	5	0	7	3	0	7	0	27	17	6	12	0	125
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	4
合計	722	293	277	415	172	28	447	47	0	77	0	573	202	21	423	53	3,750
うち時間外対応	40	4	8	5	2	2	8	2	0	1	0	11	6	0	10	2	101
実人数	542	150	178	342	109	28	276	27	0	33	0	328	72	19	421	39	2,564
うち新規人数	397	90	103	204	60	27	189	15	0	6	0	218	27	10	373	31	1,750

### 2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

### 3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	8	対象人数	118
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	4	対象人数	86
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0		

### 4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち一人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	105	1	104	27	6	0
簡易型	81	8	75	17	3	5	
セルフ型	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	228	5	223	65	13	5
モニタリング	回数	4,134	サービス担当者会議		回数	446	

### 5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	5	参加人数	79
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	2		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
自センター主催の会議等	会議数	4	参加人数	40
小地域支え合い連絡会	開催数	7	参加人数	86
行政等主催の会議等	会議数	31	参加職員数	49
地域主催の会議等	会議数	5	参加職員数	7
ケアマネ等研修会	開催数	0	参加人数	0
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	29
運営推進会議	開催数	5	参加職員数	5
研修	回数	8	受講職員数	8
住民主体活動の後方支援	参加回数	19	参加職員数	30
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,817		
(内数)ケース検討会	開催数	10		

月別実績報告書 その1

令和3年度 年間

センター番号:	63
センター名:	平磯あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト		成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害						
電話	215	50	89	17	10	0	113	8	0	37	1	254	130	7	41	22	994
うち時間外対応	5	2	1	1	0	0	3	0	0	2	0	8	9	0	0	0	31
来所	51	16	8	0	6	2	13	5	0	5	0	24	13	6	57	3	209
うち時間外対応	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
訪問	33	8	13	43	4	2	96	3	0	3	1	30	22	31	103	1	393
うち時間外対応	3	0	1	2	0	0	3	0	0	0	0	0	1	2	0	0	12
その他	0	2	2	0	0	0	0	1	0	6	0	13	14	1	11	1	51
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	3
合計	299	76	112	60	20	4	222	17	0	51	2	321	179	45	212	27	1,647
うち時間外対応	10	2	2	3	0	0	6	0	0	3	0	9	12	2	0	0	49
実人数	214	40	62	47	18	3	161	7	0	6	1	95	36	40	202	23	955
うち新規人数	163	29	52	39	17	3	109	4	0	2	1	51	15	38	196	20	739

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	71	対象人数	1,247
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	62	対象人数	1,143
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	53	2	51	17	4	0
簡易型	46	2	44	11	2	0	
セルフ型	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	126	2	124	56	8	1
モニタリング	回数	1,413	サービス担当者会議		回数		193

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	34
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	1	参加人数	2
自センター主催の会議等	会議数	1	参加人数	17
小地域支え合い連絡会	開催数	4	参加人数	34
行政等主催の会議等	会議数	26	参加職員数	33
地域主催の会議等	会議数	29	参加職員数	41
ケアマネ等研修会	開催数	2	参加人数	37
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	17
運営推進会議	開催数	4	参加職員数	5
研修	回数	37	受講職員数	181
住民主体活動の後方支援	参加回数	0	参加職員数	0
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	240		
(内数)ケース検討会	開催数	18		

# 月別実績報告書 その1

## 令和3年度 年間

センター番号:	64
センター名:	本多聞あんしんすこやかセンター

### 1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	592	53	61	255	28	0	158	14	0	49	2	14	74	100	32	110	1,542
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
来所	99	8	6	9	0	4	7	4	0	5	0	3	6	0	72	1	224
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	95	2	20	88	13	14	53	4	0	12	1	5	21	25	374	52	779
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	93	5	8	19	4	0	4	3	0	39	2	9	50	16	55	75	382
うち時間外対応	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合計	879	68	95	371	45	18	222	25	0	105	5	31	151	141	533	238	2,927
うち時間外対応	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
実人数	599	50	73	156	32	18	192	12	0	53	3	23	73	117	472	117	1,990
うち新規人数	352	27	36	68	22	12	149	9	0	16	3	10	22	42	471	45	1,284

### 2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	11	0	12	0	1	24
実人数	11	0	12	0	1	24

### 3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	49	対象人数	1,302
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	17	対象人数	573
緊急対応件数(事故対応等)	件数	4		

### 4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	179	5	174	20	3	0
簡易型	185	9	176	8	0	0	
セルフ型	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	399	7	392	52	5	1
モニタリング	回数	7,154	サービス担当者会議		回数	893	

### 5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	5	参加人数	100
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	3		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	5	参加人数	20
自センター主催の会議等	会議数	10	参加人数	84
小地域支え合い連絡会	開催数	9	参加人数	163
行政等主催の会議等	会議数	26	参加職員数	45
地域主催の会議等	会議数	40	参加職員数	61
ケアマネ等研修会	開催数	2	参加人数	12
介護リフレッシュ教室	開催数	9	参加人数	78
運営推進会議	開催数	1	参加職員数	1
研修	回数	22	受講職員数	80
住民主体活動の後方支援	参加回数	21	参加職員数	37
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	126		
(内数)ケース検討会	開催数	6		

月別実績報告書 その1

令和3年度 年間

センター番号:	65
センター名:	舞子台あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実勢把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	47	13	1,980	2,582	16	6	4,525	140	7	264	0	622	373	6	110	111	10,802
うち時間外対応	4	0	172	176	1	1	176	15	0	16	0	77	33	0	3	3	677
来所	9	1	69	101	0	0	200	2	0	12	0	40	14	0	37	4	489
うち時間外対応	0	0	0	2	0	0	14	0	0	0	0	6	1	0	2	0	25
訪問	5	8	773	877	4	8	2,740	90	10	133	0	194	115	3	271	5	5,236
うち時間外対応	0	0	20	26	0	0	20	5	0	3	0	7	2	0	4	0	87
その他	4	2	209	168	4	4	292	18	1	19	0	67	21	21	6	14	868
うち時間外対応	1	0	26	19	0	0	22	6	0	0	0	12	2	0	0	2	90
合計	65	24	3,031	3,748	24	18	7,757	250	18	428	0	923	523	30	424	134	17,395
うち時間外対応	5	0	218	223	1	1	232	26	0	19	0	102	38	0	9	5	879
実人数	45	15	576	1,279	12	13	3,605	78	7	171	0	286	94	24	323	90	6,618
うち新規人数	40	11	204	635	10	11	705	22	3	60	0	103	45	16	306	80	2,251

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	2	対象人数	40
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	1	対象人数	15
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	106	4	102	17	2	0
簡易型	66	2	64	6	0	0	
セルフ型	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	269	6	263	71	4	1
モニタリング	回数	2,963	サービス担当者会議		回数		579

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	1	参加人数	14
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	3	参加人数	3
自センター主催の会議等	会議数	0	参加人数	0
小地域支え合い連絡会	開催数	4	参加人数	42
行政等主催の会議等	会議数	21	参加職員数	22
地域主催の会議等	会議数	9	参加職員数	9
ケアマネ等研修会	開催数	1	参加人数	14
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	28
運営推進会議	開催数	0	参加職員数	0
研修	回数	10	受講職員数	10
住民主体活動の後方支援	参加回数	24	参加職員数	24
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	2,782		
(内数)ケース検討会	開催数	238		

# 月別実績報告書 その1

## 令和3年度 年間

センター番号:	66
センター名:	神陵台あんしんすこやかセンター

### 1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	172	13	90	89	10	0	87	3	0	29	1	87	361	12	33	6	973
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0	0	0	25
来所	143	12	28	8	11	4	28	1	0	2	0	22	27	32	128	3	449
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	51	2	70	32	8	3	39	3	0	16	0	13	118	3	42	5	405
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
その他	2	0	7	2	0	0	2	0	0	1	0	15	3	0	0	2	34
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	368	27	195	131	29	7	136	7	0	48	1	137	509	47	203	16	1,661
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	0	0	0	27
実人数	300	21	80	54	24	6	100	7	0	42	1	106	57	44	197	15	1,054
うち新規人数	269	21	57	39	24	6	92	7	0	7	1	88	14	44	197	15	881

### 2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	6	0	1	48	55
実人数	0	6	0	1	15	22

### 3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	69	対象人数	2,125
	(内数)介護予防普及啓発に該当するもの 回数	33	対象人数	789
緊急対応件数(事故対応等)	件数	4		

### 4. 介護予防ケアマネジメント

	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託	
						委託数	うち新規数
総合事業のサービスのみのみ	従来型	90	2	88	66	11	0
	簡易型	51	2	49	27	2	0
	セルフ型	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	226	5	221	166	20	0
モニタリング	回数	1,227	サービス担当者会議		回数	266	

### 5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	18
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	13	参加人数	66
自センター主催の会議等	会議数	4	参加人数	22
小地域支え合い連絡会	開催数	13	参加人数	201
行政等主催の会議等	会議数	27	参加職員数	53
地域主催の会議等	会議数	39	参加職員数	291
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	69
介護リフレッシュ教室	開催数	3	参加人数	53
運営推進会議	開催数	0	参加職員数	0
研修	回数	20	受講職員数	44
住民主体活動の後方支援	参加回数	33	参加職員数	41
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	611		
(内数)ケース検討会	開催数	16		

# 月別実績報告書 その1

令和3年度 年間

センター番号:	67
センター名:	舞子あんしんすこやかセンター

## 1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト		成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害						
電話	785	4	127	67	14	1	209	6	0	14	1	42	15	29	1	79	1,394
うち特開外対応	55	0	5	2	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66
来所	151	0	32	4	2	1	8	0	0	8	0	7	3	1	79	12	308
うち特開外対応	24	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	51
訪問	190	0	28	105	21	14	126	0	0	11	1	8	10	5	162	10	691
うち特開外対応	19	0	5	6	1	0	4	0	0	1	0	0	1	1	31	0	69
その他	14	0	2	9	3	0	5	4	0	43	0	1	1	8	3	2	95
うち特開外対応	1	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4
合計	1,140	4	189	185	40	16	348	10	0	76	2	58	29	43	245	103	2,488
うち特開外対応	99	0	20	10	1	0	8	0	0	2	0	0	1	1	48	0	190
実人数	686	4	156	114	34	14	178	3	0	23	1	34	17	26	242	69	1,603
うち新規人数	587	4	101	27	30	14	43	2	0	8	1	9	3	9	238	48	1,124

## 2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
苦情件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

## 3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	1,004	対象人数	1,257
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	275	対象人数	446
緊急対応件数(事故対応等)	件数	2		

## 4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	158	3	155	22	0	1
	簡易型	116	3	113	6	0	0
	セルフ型	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	283	4	279	38	0	0
モニタリング	回数	6,925	サービス担当者会議		回数		570

## 5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	31
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	2	参加人数	5
自センター主催の会議等	会議数	6	参加人数	49
小地域支え合い連絡会	開催数	9	参加人数	91
行政等主催の会議等	会議数	23	参加職員数	27
地域主催の会議等	会議数	51	参加職員数	79
ケアマネ等研修会	開催数	1	参加人数	2
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	22
運営推進会議	開催数	5	参加職員数	5
研修	回数	19	受講職員数	22
住民主体活動の後方支援	参加回数	3	参加職員数	4
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	252		
(内数)ケース検討会	開催数	12		

## あんしんすこやかセンター連絡会等の開催状況（令和3年度）

### 1. あんしんすこやかセンター連絡会

開催頻度：月1回

出席者：区健康福祉課（現：保健福祉課）、区社会福祉協議会、巡回指導員  
あんしんすこやかセンター

開催内容：センター活動報告、健康福祉課等からの情報提供、情報交換

※ コロナ禍にて地域活動が困難であり、関係機関との意見交換を積極的に実施した。

（こども若者ケアラー支援室、障害者相談支援センター、医療介護サポートセンター、  
家計相談センター、市営住宅管理センター、司法書士）

### 2. あんしんすこやかセンターワーキング

#### (1) ケアマネジャー支援ワーキング

- ・ 薬剤師会との意見交換
- ・ 区内居宅介護支援事業所ケアマネジャー名簿更新
- ・ 高齢者虐待リーフレット改定
- ・ 各センターのケアマネジャー支援の情報共有

#### (2) 認知症対策ワーキング

- ・ 市役所介護保険課との認知症対策に関する意見交換
- ・ 高齢者見守り協定事業所（銀行、コープ、新聞配達事業所）へのヒアリング
- ・ 認知症初期集中支援チームとの意見交換

#### (3) 区地域ケア会議ワーキング

- ・ 区地域ケア会議に向けた課題抽出
- ・ オーラルフレイルに関する意見交換（歯科医師会、口腔保健支援センター）
- ・ 介護予防に関する多職種連携に向けた協議（医療機関 PT、医療介護 SC）
- ・ 精神障害を抱える高齢者やその家族に向けた協議  
（区嘱託医、障害者相談支援センター、警察署、消防署、精神保健福祉センター）

## あんしんすこやかセンター事業計画書・事業目標

桃山台あんしんすこやかセンター

塩屋あんしんすこやかセンター

東垂水あんしんすこやかセンター

垂水名谷あんしんすこやかセンター

平磯あんしんすこやかセンター

本多聞あんしんすこやかセンター

舞子台あんしんすこやかセンター

神陵台あんしんすこやかセンター

舞子あんしんすこやかセンター





## 令和4年度あんしんすこやかセンター事業計画書

### あんしんすこやかセンター名： 桃山台あんしんすこやかセンター

令和4年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

#### 1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

月曜～土曜の9時～17時30分はあんしんすこやかセンター職員が対応する。

夜間及び日中の職員不在時は、併設の特別養護老人ホームへ電話転送し対応する。夜間等の緊急時の連絡は、施設の宿直者、或いは夜勤の介護職員が対応し、必要に応じ、あんしんすこやかセンターの職員に連絡する。

#### 2. 職員の配置について

保健師または看護師 1名、社会福祉士 1名、主任介護支援専門員 1名、地域支え合い推進員 1名を配置する。

#### 3. 総合相談支援業務について

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくために、高齢者や家族、地域住民からの相談を受け、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、機関又は制度の利用につなげていく等の支援を行う。

地域に開かれたセンターを目指し、センターの広報を継続する。

#### 4. 権利擁護業務について

高齢者虐待の相談窓口であること、報告義務について周知し、虐待の早期発見・防止に努める。高齢者虐待対応の手引きに沿って、全職員が迅速に対応し、センター内や関係者間と連携し継続的に支援する。地域の集いの場や行事の際にパンフレットを配布し、啓発を行う。

成年後見制度については、必要性を感じたケースについては勧奨し利用につなげる。

消費者被害を未然に防ぐため、圏域内の関係者に随時情報提供を行う。消費者被害の疑いのある情報を入手した場合にはセンターに報告してもらうよう周知する。

#### 5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

区内のセンターと協働で、関係者間の連携がより円滑に進むようネットワーク作りに取り組む。

圏域全体の地域ケア会議を開催し内容の充実を図り、他職種が連携できるような内容を企画・運営する。事例検討会を中心に意見交換等を行い、ネットワークを構築する。又、困難事例等があった場合には、随時必要なメンバーを招集し個別の事例検討会を開催する。

圏域内の介護支援専門員対象に集いや勉強会を開催する。

介護支援専門員からの相談があれば、共に考え側面的支援を行う。

#### 6. 介護予防ケアマネジメント業務について

本人の生活環境・健康状態・生活機能低下リスク等を考慮した包括的なアセスメントを行う。自身でできることを活かし介護予防に取り組み、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。

新型コロナ感染拡大防止のため、地域行事が中止になり地域に出向き介護予防の広報啓発ができない状況が続いている。外出自粛により、フレイルの進行が懸念されるため、昨年度広報できていない地域の高齢者を対象にフレイル予防のチラシを各戸に配布し、フレイル予防の意識づけを行う。また、集いの場の情報収集を行う。

#### 7. 地域支え合い活動推進事業について

高齢者が住み慣れた地域で住民同士の見守り・支え合いができるよう、高齢化の進む地域を中心にコミュニティ作りの支援を行う。

ベルデ名谷地域の集いの場である「体操教室」の後援を行う。

地域住民と協働して「見守り活動」から「支え合い活動」へ発展させ、高齢者ができるだけ長く安心して生活できる地域づくりを目指す。

#### 8. 認知症に関する取り組みについて

認知症サポーター養成講座を中学2年生対象・小学校4年生対象・自治会対象・地域住民対象に開催する。認知症高齢者声かけ訓練をサポーター養成講座と合わせて実施する。

また、認知症支え合い制度の普及に努める。

介護リフレッシュ教室は年4回開催し、内容や広報の仕方を工夫し参加者の満足度アップと参加人数の維持を目指す。自助グループ（介護家族の会）の開催の後援を行う。

#### 9. 民生委員等地域との連携について

民児協や友愛連絡会に出席し、民生委員及び地域支援者から地域資源の情報を収集・集約し地域へ還元する。

地域の連絡会等に参加し、高齢者の情報を収集・管理し、把握する。相談・通報に対しては、早期対応・早期解決に努める。

地域ケア会議へ参加してもらう。また、地域別に民生委員・友愛ボランティアとの意見交換会を開催し、より連携しやすい関係作りを行う。

#### 10. 医療機関との連携について

病院（医院）・歯科・薬局等の医療機関と積極的に連携し高齢者の心身状況に合った支援を行う。

地域ケア会議に医師や歯科医師・薬剤師・病院関係者・医療介護サポートセンター等に参加してもらい連携しやすい関係作りを行う。

### 1 1. その他関係機関との連携について

フォーマル、インフォーマルに関係なくあらゆる機関との連携を図る。各地域のふれあいのまちづくり協議会や自治会、また障害者地域生活支援センター・見守り協力事業者等とこれまで以上に連携を強化する。

### 1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

適切な情報提供を行い、ご利用者及びご家族の意思を尊重し、正当な理由なく特定のサービス種類やサービス事業者に偏りがないように努める。

要支援者が要介護者となり居宅介護支援事業所の選定の際には、ご利用者及びご家族の希望により選定してもらう。特に希望する事業所がない場合には一覧表を提示し、選定してもらう。

## 令和4年度あんしんすこやかセンター事業計画書

### あんしんすこやかセンター名： 塩屋あんしんすこやかセンター

令和4年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

#### 1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

地域における保健福祉の拠点として、常に公正中立な運営に心がけ、専門職が相互に連携しながら適切な支援を行う。

職員皆が研修（必須及び任意）に積極的に参加し、センター内で復講することにより、スキルアップを図る。

また、毎朝のミーティング等で情報共有や事例検討を行い、センター内の連携を深める。

個人情報保護については、神戸市個人情報取扱事務チェックリストを遵守し、定期的にチェック表により業務のチェックを行う。

営業日においてセンター職員で当番を決め、必ず1名は事務所に所在するようにし、電話や来所による相談に対応できるよう努める。また、祝日には営業し、必要に応じて土曜日・日曜日も対応することで就労している家族が相談しやすいようにする。営業時間外の夜間や土曜日・日曜日でも、電話転送により介護相談等に対応できる体制を確保する。

#### 2. 職員の配置について

主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士、地域支え合い推進員の4職種を各1名以上配置し、地域との連携を密にし、適切で迅速な対応が出来るようチームアプローチに努める。

介護予防支援業務においては、地域包括支援業務とバランスをとり、すべての業務が円滑に行えるよう、センター職員が担当するプラン数について配慮し、介護予防プラン作成担当職員を1名以上配置する。

#### 3. 総合相談支援業務について

高齢者が地域で安心して生活が継続できるよう地域の生活課題を幅広く把握し、相談を受け、介護サービスにとどまらず、適切なサービス（インフォーマルを含む）・関係機関・各種制度の利用に繋げていくよう支援する。その為には、各専門職のスキルを活かして、社会資源情報を収集・更新して、情報を整理し、相談者等に対して迅速・的確な情報提供・支援が出来るようにする。地域内での相談窓口が広がるよう「しおや介護 SOS」を地域の関連機関と協力しながら活用できるようにする。

また、地域活動への参加や行政・主治医等医療関係者・民生委員・ふれあいのまちづくり協議会・自治会・サービス提供機関・専門相談機関等と連携を深め、必要に応じ、緊急性を判断して民生委員と同行訪問等を行い、実態把握等を適切に行う。

#### 4. 権利擁護業務について

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業について理解を深め、虐待や消費者被害が防止できるよう地域の民生委員や関係機関との連携を図る。発見又は通報等あれば迅速に対応し、神戸市高齢者虐待防止の手引きの内容を遵守し、区への報告、迅速な実態把握、コアメンバー会議の開催による関係者との情報及び対応方針の共有、緊急度に応じた対応を関係機関と連携し、適切な問題解決が出来るよう努める。

地域住民や関係機関に対して、高齢者虐待防止や権利擁護、消費者被害防止について啓発を行う。また、地域ケア連絡会や高齢者の集いの場において消費者被害情報を情報提供し、啓発する。

センター職員に対しては、年2回以上高齢者虐待防止研修を受講する。

#### 5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域ケア会議や地域ケア連絡会を開催し、地域団体やボランティア、介護支援専門員や介護サービス事業所及び医療関連機関等に参加してもらい、参加者を中心に地域での連携を図ってきた。

地域の方が身近に気軽に相談できるようにと、塩屋独自の介護相談窓口マーク「しおや介護SOS」の運用を昨年度に開始することできた。センターやえがおの窓口及び地域の協力者により広めるだけでなく、掲示方法の改良や掲示場所等の検討及び増やすことにより相談者が活用しやすい相談窓口になるよう努める。

介護支援専門員の個別の相談にも対応し、処遇困難事例に関しては、必要に応じて同行訪問等で対応、介護支援専門員対象の交流会をかねた勉強会を年1回開催し、介護支援専門員のもつ課題解決に向けて支援する。

#### 6. 介護予防ケアマネジメント業務について

包括的なアセスメントを行い、利用者が主体的に関わり、介護予防に関する具体的な生活目標をもって生活できるようなケアプランの作成に努める。

委託事業者への適切な介護予防ケアマネジメント業務について助言を行い、センターが責任を持って、介護予防支援業務を担う。

#### 7. 地域支え合い活動推進事業について

地域全体で高齢者を見守り支え合える地域づくりを支援していく。そのために、民生委員と個別に面談して、地域の情報や高齢者についての情報交換を行うとともに、民生委員からの個別の相談に応じる。また、居場所の活動継続支援として地域で開催しているふれあい給食会やふれあい喫茶、その他集いの場を訪問して地域の情報や高齢者の情報を収集するとともに、専門職による地域貢献活動をつなぐことで必要に応じた後方支援を行う。

#### 8. 認知症に関する取り組みについて

認知症対応関連の取り組み等や認知症支え合い事業について地域に広報するとともに適時ご案内することで認知症になっても安心して地域で暮らせるよう支援する。

地域での対応が難しい認知症事例について、こうべオレンジチームと連携することにより早期診断・早期対応により住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援する。

#### 9. 民生委員等地域との連携について

地域行事の参加や支援、地域ケア会議への参加を通して地域との連携を図る。

民生委員や地域からの相談に迅速に対応し、必要時同行訪問等を行って、実態把握を行い、対応内容や今後の方針について情報提供のあった民生委員と情報の共有を図る。

地域密着型介護サービス事業所が開催する運営推進会議に参加して、適正な運営に向けての意見や助言をするとともに、地域の情報について発信できるようにする。

#### 10. 医療機関との連携について

地域の医療機関及び医療介護サポートセンターと地域課題について共有できるよう地域ケア会議への参加を呼びかける。また多職種参加型模擬事例検討会を開催し、医療機関からの参加を依頼し、地域関係者との連携を図る。

日頃より高齢者の健康管理や急変時の対応ができるよう、主治医へのケアプランの送付や面談を通して、連携を密にしておく。入院時においては、医療機関へ入院連携シートにて情報提供、退院時においては、在宅での生活に対する相談や調整の為に退院時カンファレンスへの参加等を通して連携を図る。

医療介護サポートセンター等が主催する勉強会への参加により、医師・歯科医師・薬剤師等との連携力を高める。

#### 11. その他関係機関との連携について

介護保険関連にとどまらず、相談内容に応じて行政を含めた相談窓口・見守り協力事業者・ボランティア等との連携に努め、総合相談窓口としての役割が果たせるように努める。

#### 12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

高齢者本人・家族の意向を尊重し、相談に対しては迅速で、適切な対応に努める。サービスが必要な場合には、利用者及び家族の意向を確認した上で、サービス提供事業者を複数紹介し、パンフレット等を活用して利用者及び家族が意思決定できるような説明や援助を行う。

特定の事業者や機関に偏ることなく、地域の多機関と連携し、地域の生活課題の把握や問題解決に努める。

## 令和4年度あんしんすこやかセンター事業計画書

### あんしんすこやかセンター名： 東垂水あんしんすこやかセンター

令和4年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

#### 1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

要援護者もしくは要援護者となる恐れのある高齢者または家族などへの対応として、24時間体制で取り組みます。具体的には、センターでは担当者の勤務を8時から18時とし、相談者がいつ窓口に来られても対応できるようにしています。18時から翌朝8時においては、併設の施設の事務員または宿直職員が電話対応します。土・日曜日、祝日、年末年始も交代で勤務しています。緊急時は緊急対応のマニュアルに基づき対応を行えるよう徹底し、対応困難な場合には、センター内で話し合いを行い、チームで対応するように努めています。個人ケースや相談受理したケースについては、誰もが確認しやすいように整理を行いセンター内で情報共有し、必要時は各担当職員に直接連絡をとれる体制を整えています。今後も緊急度に応じ迅速かつ適切な対応をし、公正・中立の立場を遵守しながら事業運営を行っていきます。また市内の新型コロナウイルス感染者が増加した際には、出務者を調整し対応していきます。

#### 2. 職員の配置について

センター職員は、①保健師2名、②社会福祉士3名、③主任介護支援専門員2名、④地域支え合い推進員2名、⑤プランナー常勤換算上1.5名を配置しています。センター業務の質を向上させるために各種研修に積極的に参加し、センター内で復講研修を行っています。

センター内での勉強会も計画・開催しており、各職員の資質向上・自己研鑽に努めています。定期的な開催される法人内研修にも参加しています。

#### 3. 総合相談支援業務について

地域団体や地域住民にセンターの役割を周知してもらい、より早期に相談が入ってくるような体制を構築していきます。地域の行事や会議などに参加、関係を構築し、より相談しやすい窓口を目指します。また保健・医療・福祉等の専門職やボランティア等が専門性や能力を活かし連携することにより、地域の様々な社会資源を活用した継続的かつ包括的ケアが行われるよう総合的な相談・支援を行います。また、各種相談に対し緊急性の判断、関係者との連携がスムーズにできるように相談援助技術の向上を行います

#### 4. 権利擁護業務について

社会福祉士を中心に地域の居宅介護支援事業所・サービス提供事業所や民生委員等の関係機関と連携を図り、高齢者の情報収集に努め、消費者被害の実態把握を行ないます。神戸市内の消費者被害に



については、チラシ等を作成し定期的に地域住民へ情報提供を行ないます。特に圏域内での被害については情報が入り次第、迅速にチラシを用い発生地域周辺について重点的に注意喚起を行ないます。

成年後見制度・日常生活自立支援事業に対する啓発活動についても、民生委員の定例会等において積極的に行っていきます。

高齢者虐待については、虐待ケース発見及び通報時、速やかにセンター内で情報共有を行い実態把握、情報収集に努め、関係機関との連携・役割分担しながら対応します。民生委員や地域の方々にリーフレットを用いて高齢者虐待について知識を深めてもらい、あんしんすこやかセンターへ早期に相談して頂けるよう、虐待の防止及び早期発見のための広報啓発を行います。また医院や薬局へリーフレットを用いて、センターの役割を説明し、理解と協力を得られるようにします。

## 5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域住民に参加して頂ける、小学校区等小さな単位の地域ケア会議の開催を調整し、地域住民と地域の課題をともに考え、共有できるようにします。

また、個別ケースの地域ケア会議の開催については、個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、ケアマネジャーの自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めることができるようにします。

地域課題に関しては、個別ケースの地域ケア会議を重ねることにより、地域に共通した、課題を明確にし、地域に必要な取り組みを明らかにします。

介護支援専門員を対象としたケアマネの集いは新型コロナウイルスの状況を勘案しながら、1回の開催を目標とし、各社会資源と連携体制の構築を支援するとともに、課題解決に向けた視点と専門性や知識を持って、対応ができるよう個々の介護支援専門員のスキルアップを図ります。

地域の介護支援専門員が抱える処遇困難事例については、相談内容に応じた情報提供や同行訪問、関係機関に対し協力を得ることで問題の改善・解決に繋げ、その後も経過を定期的に確認します。

## 6. 介護予防ケアマネジメント業務について

心身機能をふまえ自助・互助に焦点を当て、介護が必要な状態になることを予防します。本人がより主体性を持って活発に地域で生活が継続できることを目指し、サービスが包括的・効果的に提供されるよう支援します。

コロナ禍で特にフレイルのリスクが懸念されており、質の高いアセスメントを行い、フレイルの予防が出来るプランを作成します。

## 7. 地域支え合い活動推進事業について

地域で暮らす高齢者へ適切な情報提供に向けて、地域にあるインフォーマル資源の整理・実態把握を行います。また住民同士が支えあえる体制づくりに向けて、地域に不足しているインフォーマル資源を見だし、地域課題として住民と共有する機会を持ちながら、住民主体のインフォーマル資源づくりを支援します。コロナ禍により住民同士の関係が希薄になりがちな為、緊急時の対応が難しい事があり、地域住民の方も交えて、緊急時の対応等、住民同士で見守り会える体制づくりについて話合

う機会をもちます。

昨年度再開された地域活動について、さらに地域に根づく事が出来るよう後方支援を行ないます。

#### 8. 認知症に関する取り組みについて

できるだけ早い段階から認知症の方やその家族に対する相談が入る体制を作る為、認知症サポーター養成講座の推進や、認知症声かけ訓練、神戸モデルの啓発を行い、地域の方の認知症への理解を深めます。また、認知症の方を支援していくため、地域ケア会議等を通じて、各関係機関と協働し、地域における医療・介護の連携を進めていきます。声かけ訓練や認知症サポーター養成講座に関しては、昨年度実施した地域に今年度も引き続き実施の依頼をし、そのほかの地域に対しても、新型コロナウイルス感染症の情勢を見ながら実施を促していきます。

#### 9. 民生委員等地域との連携について

地域の連絡会や行事に積極的に参加し、民生委員をはじめふれあいのまちづくり協議会等との関係維持に努めます。民生委員とも顔合わせや情報交換を行なう事で、信頼関係を築きます。これまで顔合わせを行った自治会や地域団体との関係性を深め、支援が必要な高齢者の早期発見に向けた取り組みを共に考えます。今後も引き続き、小地域支え合い連絡会など小地域ごとの支援者が集まる機会を企画し、地域支援者同士が上手く繋がり、個々の負担が軽減し、地域全体で高齢者を支えられる様支援していきます。民生委員と地域のケアマネジャーとの交流の機会を作り、支援者同士のネットワークづくりを行ないます。方法として小地域支え合い連絡会等機会をもち、ケアマネジャーと民生委員との顔合わせの場を持ちます。

#### 10. 医療機関との連携について

地域の医療機関にセンターの役割（地域の総合相談窓口）を理解してもらうように努めます。個別ケースを通して、必要に応じ直接医療機関へ伺い、現在の状況及び予後について医学的見地からの情報を収集します。また、引き続きセンターが主催する地域ケア会議等において、医師・歯科医師・薬剤師・医療介護サポートセンター等と連携し、協働できるよう働きかけを行っていきます。

#### 11. その他関係機関との連携について

センターが円滑かつ効率的に事業内容を推進し、自立支援・重度化予防の観点からサービスが提供できるように行政、その他の保健・医療・福祉関係（居宅介護支援事業所・サービス事業者）機関や地域の関連団体（ふれあいのまちづくり協議会・婦人会・自治会・老人会等）と協働します。

認知症による困難事例や在宅医療が必要な事例などは医療機関につなげることができるよう協力します。

また地域ケア会議を活用し、地域の課題を共通認識し、各関係機関と共に取り組み、地域包括ケアを目指していきます。

## 12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センターの運営にあたっては、提供されるサービスが、正当な理由なく特定の種類又は特定のサービス事業者に偏ることがないように、センター内で定期的に確認します。

要支援者が要介護状態となった場合、利用者・家族の意向を確認し、希望する居宅介護支援事業所を選定してもらいます。特に希望する事業所がない場合は居宅介護支援事業所リストを提示し選択してもらい、特定の事業所に偏ることがないように留意していきます。

## 令和4年度あんしんすこやかセンター事業計画書

### あんしんすこやかセンター名： 垂水名谷あんしんすこやかセンター

令和4年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

#### 1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・ 同一法人の運営する特別養護老人ホームの24時間体制機能を活かして、日祝日夜間も含めた24時間相談を確実に受け付け、また迅速に対応出来る様に主たる対応者への連絡系統を文章で明確化し、職員にも連絡網を配布し周知を図る。
- ・ 夜間相談の可能性や緊急性が高い利用者（単身・老老世帯者等）の緊急連絡先の確認を行い、緊急時の体制を図る。
- ・ 担当者不在の場合でも対応出来る様、4職種で常日頃からミーティング等で情報共有を行なうと共に専門職種としてのそれぞれの経験や知識を活かしたチームアプローチの観点で業務を遂行する体制を取る。
- ・ 法人内の定期的な管理者会議を通じて、報告・連絡・相談体制の充実を図り、困難事例を含め課題・目標に対して組織的に取り組む。
- ・ 新型コロナウイルス感染症予防対策は、令和4年度も継続して実施する。

#### 2. 職員の配置について

- ・ 資格・職歴、経験年数等を十分に考慮し、地域包括支援センター業務に適した職員配置をすると共に、それぞれの職員において社内研修や社外研修への参加・またセンター内で復講研修を行うことで資質向上・技術を磨く為の取り組みを積極的に行っていく。

#### 3. 総合相談支援業務について

- ・ 初期段階での相談対応及び専門的・継続的相談支援を行なう。高齢者や家族・民生委員、近隣住民等からの介護全般の相談に対応する。また入院や入所、退院や退所に対する相談対応を行う。
- ・ 土曜日を含め、電話相談だけでなく、急な来訪者にも対応できるように1名以上のセンター職員を在室できるように体制をとる。
- ・ 電話や来所等での相談に対して当日または、翌朝にはセンター職員で情報共有し、緊急性や必要な情報を判断し方向性を検討しながら対応する。
- ・ 既存の支援者や近隣とのネットワークを活用し、高齢者世帯への戸別訪問や近隣住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等について実態把握を行う。
- ・ 本人・家族・近隣住民等からの相談を受けて、その内容に即したサービスや制度に関する情報提供を行うために、ゆっくりとわかりやすい言葉で説明することを心がける。
- ・ 地域で開催される夏祭りや中学校の文化祭にセンターの広報と認知症広報啓発や相談窓口の機会を

設け、多世代の地域住民に啓発活動を行う。

#### 4. 権利擁護業務について

##### ① 権利擁護全般

- ・ 地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない 困難な状況にある高齢者が安心して生活ができるよう専門的・継続的に支援を行う。

##### ② 成年後見制度・福祉サービス援助事業の活用促進

- ・ 高齢者の判断能力の状況等を把握し、成年後見制度の利用が必要なケースであれば、 申し立てが速やかに行えるよう支援する。また、成年後見制度を普及させる為にパンフレット等活用し給食会や地域ケア会議等を通じて広報啓発を行う。

##### ③ 高齢者虐待への対応

- ・ 地域住民、地域の支援者に対して、高齢者虐待・認知症に関する正しい知識の理解を周知するためにパンフレット等を用いて地域行事等で啓発する。又、居宅介護支援事業者に対しても研修を通じて、高齢者虐待防止の基本的視点、相談・通報について周知を図り、早期発見・見守りネットワークの構築に努める。
- ・ 相談窓口としてあんしんすこやかセンターの周知徹底や介護リフレッシュ教室への参加を促す。
- ・ 虐待の相談・通報・届出を受理した場合、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する 支援などに関する法律」や、「神戸市高齢者虐待対応の手引き」を遵守し、センターで 組織的に判断、区保健福祉課へ即時報告し、各関係機関と連携を図る。原則、複数のセンター職員が訪問による事実確認を行い、区と支援計画を策定しながら状況に即した適切な対応を取る。

##### ④ 困難事例への対応

- ・ 高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合や高齢者自身が支援を拒否して いる場合等の支援困難事例を把握した際には、センター職員が相互に連携を図り、4職種で対応を検討し、医療機関や居宅介護支援事業者、サービス提供事業所、障害者相談支援センター、地域住民、区保健福祉課等関係機関とのネットワークを活用・協力を得ながら支援方針や善処策を検討し見守り等必要な支援を行う。
- ・ ヤングケアラーの把握、情報提供を行う。ケアマネジャー等からヤングケアラーについての相談を受けた際は迅速に情報収集を行い、区役所保健福祉課へ相談する。また、ケアマネジャーや介護事業所のみならず、地域行事や民生委員定例会などにおいて地域住民に対してもヤングケアラーの広報啓発を行い認知度が向上できるように取り組む。

##### ⑤ 消費者被害の防止

- ・ 訪問販売などからの消費者被害を未然に防止するため、介護保険課や神戸市生活情報センターからの情報を民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等と情報交換をする。
- ・ 住民や関係機関から被害報告の相談を受けた場合、神戸市消費生活センターへ相談し、家族や支援者とも協議しながら役割分担し対応する。また神戸市へも報告を行う。
- ・ 給食会や地域行事等で被害情報を匿名化し地域住民へ注意・啓発活動を行う。

## 5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ① 毎年各地区を順番にセンター職員で地区踏査を実施する。令和4年度はC地区について、地域の変容や特徴について把握する。収集した情報をまとめて地域診断を実施する。
  - ・ 地域診断では、圏域を7つの地区に分けて人口や高齢化率の経年変化をグラフ化し、地域の特性などもまとめる。センターに寄せられる相談内容についても分析し、圏域の特徴を明らかにし、地域課題を抽出する。地域の課題や特徴を基に、地域ケア会議の計画を行う。
  - ・ 令和3年度はA地区において自治会が終了し、交流の少なくなった団地において、集いの場の必要性について話し合い、100円喫茶の立ち上げが決定する。令和4年度から喫茶は開始となり、その前段では喫茶の広報も兼ねて介護相談と体操の会をセンター主催で開催が決定する。今後も団地の集会所を利用した体操の会の継続について話し合いが続けられる予定となっている。
  - ・ 令和3年度は認知症の高齢者と障害のある子に関する個別の地域ケア会議を実施。民生委員や医療機関、区役所、障害サービス事業所や介護サービス事業所など他機関と話し合いを行い、継続した支援について検討している。令和4年度も、地域で高齢者が安心して生活ができるように必要時地域ケア会議を開催予定。
  - ・ 介護予防プランを通じて個別的相談助言を行う。
- ② サービス提供事業者等について
  - ・ 運営推進会議に参画し、地域に密着したより良いサービスになる様に、また地域に開かれ地域住民の理解・協力が得られる様に関わりを持つ。
- ③ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用、指導・助言
  - ・ ケアマネの集いを開催して、勉強会や情報収集が出来る環境づくりを図る。
  - ・ 地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜あんしんすこやかセンターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携の下、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。

## 6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・ 個々の高齢者の心身の状況や生活環境に応じた総合的かつ効果的な本人の視点に立ったケアプランとして高齢者自身が「自分のもの」と認識できるマイケアプランを作成するとともに、サービスの提供を確保し、状態が改善されたか目標の達成状況の評価を行い、必要に応じてケアプランの変更を行う。

## 7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・ あんしんすこやかセンターと民生委員等と顔の見える関係作りを維持し、個々の見守りから地域住民同士で見守り支え合う体制を推進していく。
- ・ 高齢者等が、地域の中で安心して生きがいを持って生活することができるよう、常に担当地域の現状と課題について意識し、「居場所・活動の場づくり」を支援し、継続的に住民が主体となったコミュニティ育成の支援を行なう。
- ・ ふれまちや民生委員主催の各給食会、集会所における各種クラブ活動等への支援。

- ・ 住民主体のカフェへの参加等、各コミュニティグループの活動状況の情報把握、共有・顔の見える関係、交流を図ることのできる場づくりとして、継続支援を行う。
- ・ 地域の支援者等と地域のニーズを繋げ集いの場の新しいコミュニティづくり支援を行い増やす。
- ・ 垂水区の坂道の多い特性を踏まえて、フレイル予防、フレイル改善に対する取り組みを実施する。

## 8. 認知症に関する取り組みについて

### 認知症地域資源ネットワーク構築

- ・ 地域のマンパワーや拠点などの「地域資源」をネットワーク化して有効な支援を行う体制の構築を図る。そのために神戸市、垂水区保健福祉課、垂水区社会福祉協議会、介護医療サポートセンター、オレンジチームや区内あんしんすこやかセンターと協働し、地域支援者や主治医、認知症サポート医等の医療機関、各関係者とも連携を図りながら、『認知症高齢者声かけ訓練』『神戸市安心登録事業』を通じたSOSネットワーク作りを実施。
- ① 圏域内で『認知症高齢者声かけ模擬訓練』を繰り返し実施することで認知症への理解を促進する。
    - ・ 令和3年度は平成24年度に開催したA地区にて開催。令和4年度はB地区にて開催を計画する。
  - ② 異世代への理解促進の為、夏祭りや中学校の文化祭に継続して参加しチラシの配布をする。また、中学校の文化祭へ出展し認知症について分かりやすく伝える機会を持つ。
  - ③ 令和3年度から継続し、認知症の人への対応で困っている地域での地域ケア会議を今年度も開催、対象者を包括的に支援できるよう、地域住民や関係機関と話し合いの場を持つ。

## 9. 民生委員等地域との連携について

### ① 地域見守り活動の支援

- ・ 単身高齢者世帯・老老世帯の情報管理などの収集を行う。サービスにつながっていない高齢者について実態把握のリストを作成する。
- ・ 民生委員・児童委員協議会と連携し、小地域支え合い連絡会の開催運営を行い、民生委員と地域の高齢者の情報を交換・共有し、特に対処困難な事例などについては、お互い協力しながら積極的に支援し関わりを担う。

### ② 相談・通報対応

- ・ 相談・通報があった場合は、センター職員・地域支え合い推進員は民生委員と連絡を取り合い、内容を十分に把握し民生委員や他の職員と訪問を行い、対象者への支援が必要と思われる場合、内容に合わせて、家族や関係機関等に引き継ぐ。
- ・ 緊急時は家族や区保健福祉課、垂水区社会福祉協議会等と連携をとりながら、必要に応じて緊急時の対応を行う。

### ③ 暫定的・一時的の訪問活動

- ・ 民生委員からや新たに見守りが必要な単身高齢者等を把握した場合は、介護保険など公的福祉サービスに繋ぐまでの間、地域の民生委員・友愛訪問ボランティア等と協力して暫定的に訪問活動を行う。認知症によりサービス利用や医療機関に対して拒否などがある場合はオレンジチームなどの専門機関に相談をしながら支援を実施する。

#### ④ 生活情報提供等

- ・ 地域支え合い推進員は、垂水区社会福祉協議会と連携を取りながら、区内の推進員等と輪番制で定期的に高齢者向けの生活情報紙として『ニコニコはあと』を4ヶ月に1度発行する。また発行の間はセンターで行政等から配布される情報の中から興味関心、必要な情報の配布等を行い介護予防・認知症についての啓発を行う。

#### 10. 医療機関との連携について

- ・ 病院や主治医等を含めた医療機関でのケアカンファレンス、サービス担当者会議への参加・開催をする。
- ・ 医療機関主催の研修会や事例検討会へ参加し、顔の見える関係作りや医療知識や実践対応のスキルアップを地域のケアマネジャーと共に図る。
- ・ 精神障害のある高齢者やその家族について、区や社会福祉協議会、障害者支援センターとのケース検討を行う。精神科医や、障害者支援センターなど各専門家と対応方法などについて話し合い、対象者に対して適切な対応ができるようにしていく。
- ・ 介護予防サービス等のプラン作成の際には主治医等と連携を図り、医療情報を活かした支援を行う。
- ・ 病院や主治医からの相談に対して、高齢者の在宅での生活情報・地域情報を伝達し、在宅での生活がより密着した医療と介護の連携支援となる様にする。
- ・ 個別のケース検討会議や地域ケア会議に主治医や病院MSWの参加を依頼し、顔の見える関係づくりや在宅生活を送るうえでの意見をもらう。

#### 11. その他関係機関との連携について

- ・ イベントのポスターやチラシ配りを通じて地域住民への啓発活動に繋げる。
- ・ 認知症高齢者声かけ訓練の際も、地域住民や商店等に対して広く広報啓発を実施する。

#### 12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・ 適切な情報提供に基づく利用者の意思決定を尊重し、公平・公正な介護予防マネジメントの確保が行えるよう努める。
- ・ 介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態になった場合に、居宅介護指定事業所や施設入所先の選定について、利用者の希望を優先し、希望がない場合はあんしんすこやかセンターより、指定居宅介護支援事業所リストを掲示し利用者を選択してもらうように支援する。サービス事業者についても適切な情報提供を行う。
- ・ 正当な理由がなく、特定の事業者が提供するサービスに偏らないよう努める。



## 令和4年度あんしんすこやかセンター事業計画書

### あんしんすこやかセンター名： 平磯あんしんすこやかセンター

令和4年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

#### 1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針と法人での感染症対応の取り決めに遵守し全ての運営を実施していく。

- ① 同一法人の運営する特別養護老人ホームの24時間体制機能を活かして、夜間も含めた24時間相談を受け付け、また迅速に対応出来る様に連絡系統を明確化し、職員にも周知を図る。
- ② 担当者不在の場合でも対応出来る様、4職種で日頃からミーティング等で情報共有を行なうと共に専門職種としてのそれぞれの経験や知識を活かしたチームアプローチの観点で業務を遂行する体制を取る。
- ③ 職員個人とセンター全体のスキルアップ
  - ・外部の必要な研修の参加とセンター内では定期的にテーマを決めた勉強会を併設居宅と合同で行う。又事例検討会も必要時開催する。
  - ・日々の業務で疑問に思ったことや工夫したいことを可視化できるような体制づくりをする。
  - ・自己研鑽することによってセンター全体の質の向上に努める。
- ④ 個人情報保護の為に、個人情報の重要性を認識し個人情報保護法等を遵守する。

#### 2. 職員の配置について

「地域包括ケア」を実現するために看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士、地域支え合い推進員の4職種を配置する。また、4職種が個々の専門性を活かしチームアプローチを行いながら事業を展開していく。

#### 3. 総合相談支援業務について

- ① 本人、家族、近隣住民、民生委員等からの様々な相談を受け、的確に状況判断し必要に応じて実態把握のための訪問実施、適切な機関やサービスに繋げるように努める。
- ② 相談者自身で解決できるものは、必要な情報を提供し自己解決をしていただく。必要に応じて関係機関へ繋ぐ。
- ③ 継続的・専門的に対応する必要があるケースは、定期的な実態把握を行い個別の支援を行う。
- ④ 要介護認定とサービス利用の相談があった場合は要望だけを聞くだけではなく、なぜ受けたいのかを紐解く対人援助スキルを活かすことができるようにする。

#### 4. 権利擁護業務について

##### ① 成年後見制度の活用について

- ・地域行事の参加者に対して、制度の広報に努めると共に、身寄りのない高齢者をはじめ、必要

な高齢者の申し立て支援に努め、区・神戸市成年後見支援センター・リーガルサポートセンター等の関係機関と連携する。

② 虐待への対応について

・センターが相談・通報を受理した場合、早急にセンター内で協議し実態把握（情報 収集）を複数で行う。『高齢者対応の手引き』に即して対応方針を区と検討する。

・地域行事の参加者に対して、パンフレットやDVD等を用いて、高齢虐待について広報周知活動を開催し、地域住民の認知を広げる。

③ 消費者被害の防止について

・地域行事の参加者に対して、KOBE 暮らしのレポート資料等を用いて、消費者被害に遭わないために周知する。また、地域での消費者被害の情報を把握し住民に提供することで生活トラブルや消費者被害を予防する。

・適宜地域支え合い推進員情報誌『ニコニコはあと』で消費者被害について掲載することでの周知を図る。

## 5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

① 包括的・継続的なケア体制

- ・医療・保健、福祉・介護の関係者、民生委員、ボランティアなどの連携体制を構築する為に多職種の専門性を理解し顔の見える関係性を強化する。
- ・インフォーマルなサービスについても、社会資源が円滑に活用できるよう情報収集に努め適切に情報を提供する。

② 地域における介護支援専門員のネットワークの活用や資質向上について

- ・居宅の介護支援専門員が日常的な業務を行うにあたり、勉強会・情報共有や相談しやすい環境づくりに努め、個別のケアプラン作成への助言やサービス担当者会議開催の支援等、専門的な視点（専門職種との連携）で個別指導、相談に対応する。
- ・居宅の介護支援専門員の資質向上につながる勉強会や事例検討会を開催する。

③ 支援困難事例等への指導・助言について

- ・介護支援専門員が抱える困難事例について、4職種の協働のもとアセスメントを行い具体的な支援方法を検討し、同行訪問も含め指導助言等を行う。ケースによっては個別地域ケア会議を開催する。

## 6. 介護予防ケアマネジメント業務

① 高齢者の自立を支援するための考え方として、(1) ケアマネジメントの基本の再確認 (2) ケアマネジメントプロセスの協働化 (3) インフォーマル資源とケアマネジメントが示されている。この視点を持ちケアマネジメントしていく。

② 利用者が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるようなプランを立てる。「本人ができることはできるだけ本人が行う」ことを基本とし、本人の主体性を大切に生活意欲を引き出すよう心がける。さらに、具体的な目標を明確にし、利用者に応じた効果的な支援計画を作成する。なお、指定居宅介護支援事業者に委託する場合、神戸市の「適正なマネジメントの指標」に従い、要件を

満たしているかどうかを確認する。また自立支援に資するケアマネジメントが行えているかの視点でアセスメント、マイケアプランを確認していく。

- ③ 介護予防の必要性が理解できるようなマネジメントを行い、フレイル状態にある利用者に対してはフレイル改善通所サービスなどをプランに位置付ける事ができるように心掛ける。
- ④ 居宅介護支援者、主治医、民生委員等関係機関と連携し、効果的なケアマネジメントを実施すると共に、地域や個人の新たな課題を分析し、地域づくりに活用していく。
- ⑤ 居宅の介護支援専門員等から担当利用者が介護保険サービス利用終了時には、地域での見守り体制希望の有無について情報提供が得られる様に周知を図り、希望のある場合は対応すると共に報告を行う。

## 7. 地域支え合い活動推進事業について

高齢化の実情を自分たちの問題として理解し、自主的な取り組みが行えるよう働きかけ、地域の支え合い体制づくりを推進する。

- ① 地域診断にて地域課題の整理、地域の高齢者生活支援ニーズ把握と事業者、商業施設、商店街、住民などの自主的活動も含めた社会資源の把握を行う。
- ② 地域住民や関係者と地域課題の共有化を図り、地域のネットワークを構築する。
- ③ 地域行事などへ積極的に参加し、地域の様々な団体等との顔の見える関係づくりを強化する。
- ④ 地域ケア会議にて抽出された地域に求められる社会資源（居場所づくり等）を創設するために、リーダー、ボランティア等の発掘、マッチング方法を垂水区社会福祉協議会と協働で行う。
- ⑤ 生活情報提供等について、支え合い推進員は、垂水区社会福祉協議会と連携を取り、区内の推進員等と定期的に高齢者向けの生活情報を情報紙として『ニコニコはあと』を発行し、配布は、高齢者宅訪問時や民生委員を通じて行う他、ふれあい給食会等の地域行事、地域福祉センター等において行う。

## 8. 認知症に関する取り組みについて

- ① 地域の中で認知症を正しく理解し、対象者を見守るための啓発を行うため、認知症サポーター養成講座を適宜開催する。
- ② 認知症神戸モデルの普及啓発に努め、対象者を早期に発見し専門医に繋ぎ認知症の進行を防ぎ適切な支援を受けることが出来るように努める。又繋ぐことが困難であるケース等は認知症初期集中支援チームと連携する。
- ③ リフレッシュ教室を通じて家族の介護負担軽減等の支援に努める。
- ④ 高齢者安心登録事業や認知症支えあい事業などの認知症支援事業を普及させる。

## 9. 民生委員等地域との連携について

- ① 民生委員・児童委員・友愛訪問員と小地域支え合い連絡会において、勉強会（地域包括システム、介護保険制度など）や事例検討会等を開催し、連携と信頼関係の構築に努める。
- ② 住民活動の中心的役割を担っているふれあいのまちづくり協議会、関係団体（老人会、

婦人会、自治会など）と連携し、高齢者の声かけ訓練の実施、フレイル予防啓発・広報活動等を行う。

#### 10. 医療機関との連携について

- ① 「地域包括ケア」の構築にあたり病院の地域医療連携室（ソーシャルワーカー、看護師等）や地域の居宅介護支援事業所、訪問看護・リハビリ、介護関係者との相互の連携を強化し安心した在宅生活のための多職種システム構築、医療と介護の円滑な連携システムを構築する。
- ② 医療介護サポートセンター主催の研修会の参加、情報共有し連携を継続する。
- ③ 認知症の早期発見、早期治療が可能となる為に迅速に医療に繋ぐよう主治医との連携を図る。
- ④ 地域ケア会議へ専門職としての助言する役割を担ってもらえるように日頃から顔が見える関係づくりを行う。

#### 11. その他関係機関との連携について

- ① 多世代の地域住民、民生委員や他の地域団体、行政、警察署、消防署、専門家、NPO やインフォーマルグループ等を含めた関係機関との連携を図り、地域の高齢者を支えるネットワークの構築に努める。
- ② 圏域内の見守協力事業者に働きかけを行い「認知症の人にやさしいまちづくり」の啓発、フレイル予防啓発、センターの広報活動に努める。

#### 12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ① センターは「公益的な機関」として、介護保険法及び各種法制度を遵守し公正で中立性の高い事業を行う。
- ② 介護サービス事業所等の紹介や指定介護予防支援業務の委託先の選定を行う際には事業者の適切な情報の提供を行い利用者の意思を尊重し自己決定により選べるように努める。

## 令和4年度あんしんすこやかセンター事業計画書

### あんしんすこやかセンター名：本多聞あんしんすこやかセンター

令和4年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

#### 1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

月曜～土曜、祝日の9時から17時30分はあんしんすこやかセンター職員で対応する。緊急及び職員不在になる場合には、応援体制を整える。夜間帯と日曜日は、併設の特別養護老人ホームの宿当直者が対応し、必要に応じてあんしんすこやかセンターの職員に連絡が入り対応する。宿当直者は相談援助業務を行うことが出来る有資格者を配置し、住民からの相談に適切に対応する。感染対策等緊急時対応は、職員全員で正しい情報を共有し冷静に、また、必要時には時差出勤等も取り入れるなど柔軟な対応が行える体制を整えます。

#### 2. 職員の配置について

「地域包括ケア」を実現するために、看護師・保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士、地域支え合い推進員を配置。虐待ケースや困難ケースの対応は、4職種がそれぞれ専門分野から意見を出し合い、「チームアプローチ」を行う体制を構築する。

2圏域に分かれ業務を行うことを基盤にしなが、重点的に対応が必要なケースにおいては両圏域で把握し柔軟な対応を行えるよう情報共有を行います。

#### 3. 総合相談支援業務について

相談者、内容については年々多様化しており、高齢者本人・ご家族の介護問題だけでなく、精神疾患や認知症があり、近隣トラブルが生じているケースなどは、すぐの解決が難しい事も多々あります。関係者間で情報共有し、一緒に考えていく姿勢を持つ事で、身近に感じてもらえ、地域に根付いたセンターを目指し、多様な問題に対応できるように努めます。

#### 4. 権利擁護業務について

コロナ禍になり、世の中全体で外出や他者交流の機会が激減しています。特に介護者を有する世帯は、閉塞感から介護ストレスがたまり、高齢者虐待に至るリスクが高まります。最近では、ヤングケアラー等、課題が複合化したケースも取り上げられています。権利侵害を未然防止するため、注意喚起や見守りを、民生委員や地域の連絡会、介護関係事業者に向けて呼びかけます。

#### 5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

高齢者がどのような状態であっても地域社会の一員として、住み慣れた地域で自分らしく生活ができるよう、医療や他の専門職及び地域との協働を行い、助け合える地域としてのネットワーク構築を

目指します。圏域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象に知識・技能の向上を目指す研修や勉強会を開催します。また個別ケースの相談に対して後方支援を行うことで利用者や地域住民への援助につながるよう体制を整えます。

#### 6. 介護予防ケアマネジメント業務について

高齢者一人一人が多種多様な視点で地域資源を活用して、住み慣れた地域でその人らしく生活できるように支援していきます。また支援が必要になった場合も高齢者自身の精神的・身体的能力を適切に評価し、必要に応じ本人の速度に合わせてケアマネジメントを行います。健康寿命の延伸を目標に、フレイル予防・改善のための栄養（食・口腔）、運動、社会参加を目指して支援していきます。

#### 7. 地域支え合い活動推進事業について

コロナ禍での集いの場が制限されている中で、既存の活動が継続できるよう支援していきます。また地域に眠っている社会資源(人材)を発掘し、住民間同士が支え合える地域づくりを行います。していきます。そのためにふれまちや民生委員だけでなく、ボランティア活動の希望がある住民同士のつながりを作る支援をしていきます。

新たな自主活動の立ち上げ相談がうまく軌道に乗れるように後方支援として、社会福祉協議会等の関係機関と協力していきます。そのためにふれまちや民生委員だけでなく、自治会や教育機関など世代を超えた支え合いができるよう、関係性を広げられるようにしていきます。

#### 8. 認知症に関する取り組みについて

「認知症の人にやさしいまちづくり推進」の実現には、認知症の人とその家族に対する理解の促進や、地域で必要とする支援の充実が必要です。そのために地域住民へ向けて、「神戸モデル」の啓発や認知症サポーター養成講座、声掛け訓練を適時計画・開催を行います。認知症に対する理解を深めてもらえるよう、地域に密着した商業施設との連携を図ります。

#### 9. 民生委員等地域との連携について

定期的な情報交換ができる場を作り、日ごろから連携できる関係性作りに努めます。民生委員等が関わっている少し気になるケースから一緒に対応し、必要な関係機関と連携しチームアプローチできるように支援していきます。

#### 10. 医療機関との連携について

医療介護サポートセンターと区内4センター共催でH28～開催を重ねている医療介護連携研修会を企画しましたが、コロナ感染拡大の為昨年度は中止となりました。オンライン形式も視野に入れましたが、参集型で得られるものも大きく見送ることとなりました。今年度はコロナ感染の状況を見ながら再度開催の形を検討し、途切れることなく医療との顔の見える関係作りを目指します。

### 11. その他関係機関との連携について

昨年度までの地域ケア会議で、地域住民と民生委員、見守り協力事業所や薬局、医療機関とのネットワークが生まれた“0 孤独死”活動が圏域内に少しずつ広がりを見せています。高齢者が孤立しないような活動を継続していけるよう、引き続き連携を深めていきます。また教育機関や商業施設など多世代が関わっている機関に、認知症について知る機会を提供し、病気や対応について学んでもらえる機会を作れるようにアプローチしていきます。

高齢者が暮らす中で関わりがある医療機関や商店、金融機関など見守り協力事業者と連携を図ります。また個別ケースだけでなく地域課題についての話し合う地域ケア会議への参加を依頼し、多方面からの意見を取り入れて行けるように、普段からの関係性作りに努めます。

### 12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

あんしんすこやかセンターは公益性の高い機関であることをセンター職員が自覚し、特定事業所へ偏ることなく、利用者の利益を最優先に公正・中立な立場で活動します。

## 令和4年度あんしんすこやかセンター事業計画書

### あんしんすこやかセンター名： 舞子台あんしんすこやかセンター

令和4年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

#### 1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・ 職員はセンター内の多職種と連携して、センター運営方針、運営要綱、実施要領、各業務マニュアルに基づいて業務を行う。
- ・ センターの電話から転送され携帯電話により、24時間、365日相談を受ける。センターが開所している時間帯は当番を決めて職員が常駐し、来所、電話相談に対応する。
- ・ 危機介入等、緊急対応を要すケースでは、センター内緊急時対応マニュアルに基づき、職員は連携して組織的な援助を実践する。

#### 2. 職員の配置について

- ・ 保健師、主任介護支援専門員、地域支え合い推進員、社会福祉士を配置する。センター職員が連携のもと、チームで業務にあたる。
- ・ 多様化する高齢者の生活問題の解決を支援する為に、センター内で行なう事例検討や外部研修等を通じて、各職員は資質の向上に努める。
- ・ センター内の職員が十分に連携し、高齢者、高齢者の家族、集団、地域に対して効果的な援助を実践する。職員間連携の促進も目的に、センター開所日は毎朝全体ミーティングを、週に1回は4職種ミーティングを開く。

#### 3. 総合相談支援業務について

- ・ インテークをしたケースについては全件、センター内での情報共有を経て、継続支援の必要性について判断する。
- ・ インテークの後、継続支援が必要と判断したケースでは、クライアントの生活アセスメントを丁寧に行ない、抱える生活問題を把握する。
- ・ 抱える生活問題の個別性に応じて、適切な社会資源（フォーマル・インフォーマルを問わない）にクライアントを繋ぐ。

#### 4. 権利擁護業務について

- ・ 高齢者虐待のケースでは高齢者虐待防止法に基づき、被虐待者だけではなく養護者の支援も対応する。
- ・ 高齢者の諸権利を擁護する為、必要時は高齢者を共助、公助の活用繋ぐ。



- ・ 住民主体の集いの場等で「消費者被害の防止」「高齢者虐待防止」の広報や「成年後見制度」のアナウンスを実施する。権利擁護が必要な高齢者について、住民から躊躇なくセンターに相談して頂く為に、同様の広報、アナウンスをする際には、センターの機能も住民に説明する。

#### 5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・ 公益性、地域性、共同性の視点を持つことを基本とし、ケアマネジャーからの相談対応を引き続き行う。
- ・ 個別ケースの対応の際は、ケースの課題を整理し、様々な地域資源の活用も含め、支援していく。また、地域からの提案が必要な事案については、地域ケア会議の場で協議する。
- ・ 個別ケース対応の蓄積から、ケースの課題や傾向を分析する。
- ・ 今年度もセンターが開催する「ケアマネよもやま話」を、事例検討や情報交換、顔の見える関係づくりの場として圏域内のケアマネジャーに活用して頂く。同様の場をつくることにより、所属、経験年数、基礎資格の相違に関係なく、圏域内のケアマネジャーが相互に繋がることを支援する（圏域内のケアマネジャーのネットワーク化を支援する）。

#### 6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・ 介護保険法や運営マニュアルを遵守して介護予防業務や介護予防ケアマネジメント業務を適時適切に実施する。
- ・ 巡回派遣員による指摘を受けた項目は、根拠規定となる介護予防ケアマネジメントマニュアルの記載事項と合わせて、センター内で共有する。
- ・ 委託先の居宅介護支援事業所において、適切な介護予防支援業務が行われるよう、必要時の居宅介護支援事業所への社会資源情報の提供や相談対応を引き続き行なう。
- ・ 集いの場や介護リフレッシュ教室、個別ケースの訪問時等、日頃の業務の中で、家族を含めた高齢者全てを対象として、フレイル予防の啓発を引き続き積極的に行なう。

#### 7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・ 圏域内地区で年に2回ずつ、小地域支え合い連絡会を開催する。センターからは広報を行なうとともに、民生委員等から地域で暮らす高齢者に関する情報交換や地域課題について話し合う。
- ・ 地域の支え合い活動を支援するため、地域との関係づくりに努めるとともに、様々な地域課題に対応する地域団体等の福祉活動を支援する。コロナ禍で中止されている福祉活動の再開時期や活動内容に関する相談についても、引き続き対応していく。
- ・ 地域での見守りが困難な地域や高齢者に対して、公的福祉サービスに繋ぐ他、地域での見守りが出来るまでの間、推進員による暫定的な見守り訪問を行なう。

#### 8. 認知症に関する取り組みについて

- ・ A 地区ふれあいのまちづくり協議会を対象に、地域ケア会議を開催する。同会議を通して、認知症に関する情報提供を住民の方に行なうことで、認知症の理解を促進する。

- ・ 介護リフレッシュ教室について、居宅介護支援事業所、民生委員児童委員協議会、市営住宅集会所、UR、協力事業所（郵便局、薬局、鍼灸院、コープ）等に、幅広く広報し、同教室への新規参加を促す。
- ・ センター職員がオレンジカフェにて情報提供や相談対応を行なうことで、参加者に認知症の理解を促すとともに、本人、家族、地域住民の繋がりがもてるように支援を行なう。
- ・ 認知症地域支え合い推進事業を地域にアナウンスすることを通じて、認知症の方や認知症の疑いのある方の地域活動への参加を支援する。

#### 9. 民生委員等地域との連携について

- ・ 民生委員等と対象高齢者について情報交換を行なう他、地域課題に関する話し合いを行なう。
- ・ 民生委員や自治会の方の負担が過度にならないよう、自助、互助だけでは生活が立ち行かないケースでは、活用が見込まれるフォーマルサポートに速やかに高齢者を繋ぐ。

#### 10. 医療機関との連携について

- ・ 個別ケースの支援を通じて、医療機関との連携を深めていく。自宅での生活状況や課題を医療機関に情報提供することで、適切な医療に繋ぐ。
- ・ 認知症初期集中支援事業の活用により、認知症の人へ早期介入し、適切な支援に繋ぐ。
- ・ 垂水区西部地域あんしんすこやかセンター、医療介護サポートセンターとの共催により、病院相談員と情報交換を行なうことで、医療と介護の連携を図る。

#### 11. その他関係機関との連携について

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で営む尊厳のある生活を可能にする為、必要時は法律の専門機関とも連携する。
- ・ A地区ふれあいのまちづくり協議会の委員会へ参加して、老人会や婦人会、NPOだけではなく、普段高齢者と接点がないPTAや青少協等の住民団体とも関わり、地域の高齢者の見守りや、必要時のセンターへの相談について協力を仰ぐ。同様の取組も通じて、生活に困難を抱える高齢者を出来るだけ早期に発見し、必要な援助に繋ぐ。

#### 12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・ センターの運営費用が介護保険料や国・地方公共団体の公費によって賄われていることをセンター職員は十分に認識して業務に取り組む。同事項について、管理者を含む全職員が認識する機会を、年に数回センター内でもつ。
- ・ センター業務の実施にあたり、高齢者に提供されるサービス・サポートが、特定の事業所に理由なく偏ることがないように、公正・中立性を確保する。

## 令和4年度あんしんすこやかセンター事業計画書

### あんしんすこやかセンター名： 神陵台あんしんすこやかセンター

令和4年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

#### 1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・ 運営時間は月曜から金曜(午前8時半～午後5時半)土曜日(午前9時～午後5時)として祝日も運営する。日曜日と年末年始(12月30日～1月3日)の休日や運営時間外、訪問等でセンター内が不在となる場合は管理者が転送電話で対応を実施する。
- ・ 災害時においては4職種を中心として可能な限り出務し相談支援に努める。

#### 2. 職員の配置について

- ・ センター職員は、①主任介護支援専門員2名、②社会福祉士1名、③保健師1名、④地域支え合い推進員1名、⑤介護予防プランナー1名を配置し、福祉・医療の多様な相談に対して各々の専門知識・経験を活かしてチームアプローチでセンター事業の円滑な推進を図っていく。

#### 3. 総合相談支援業務について

- ・ 高齢者の多種多様な相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活の継続のために必要な資源に繋ぎ支援する。
- ・ 商店会の中の立地を活かし、神戸市からの様々な情報を発信してセンターの広報・啓発活動を行い、高齢者にとって身近な相談しやすいセンターとなれるよう取り組む。
- ・ すべての相談内容は職員間で速やかに情報共有を行い、チームアプローチを行う上で必要なカンファレンスやミーティングを実施し、専門職間で連携を図り円滑に支援する。

#### 4. 権利擁護業務について

- ・ 高齢者虐待、消費者被害に関して報告や相談があった場合には関係機関と連携を図り速やかに情報収集と事実確認を行い垂水区役所に報告しチームアプローチにて対応する。
- ・ 成年後見制度について啓発活動を行い相談については適切な機関に繋ぐ、また金銭管理が困難となってきた独居高齢者に対しては日常生活自立支援事業に繋ぐなどの支援を行う。

#### 5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・ 圏域内にて定期的なケアマネ連絡会の開催によりケアマネジャーの交流を深めることで連携を強化、情報を共有しケアマネジメントの質の向上を目指し、地域の多様な社会資源を活用し介護予防の視点で関われるよう支援する。

- ・ ケアマネジャーが抱える困難ケースやヤングケアラー等解決困難な事例には地域の多様な職種で関わり、地域課題として地域ケア会議で検討し問題解決に向けて努力する。

#### 6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・ 自立支援を尊重し生きがいをもった暮らしができるよう支援し、介護予防ケアマネジメントに地域資源やインフォーマルサービスを位置づけ、地域で支え合う基盤が構築できるよう取り組む。

#### 7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・ フレイル予防活動として健康測定会の実施、地域内のセラピストと連携し自宅でも取り組める運動メニューなどを作成し介護予防啓発活動に取り組む。
- ・ 地域支え合い推進員を中心に社会福祉協議会、ふれあいまちづくり協議会や民生委員、自治会と連携をはかり高齢者の見守りの強化と高齢者安心登録事業の活用、栄養相談ダイヤルの啓発、住民主体のふれあいウォーキング等のフレイル予防活動、地域づくりに向けた側面的支援の実施、地域住民のあらゆる集いの場に参加して現状把握を行う。

#### 8. 認知症に関する取り組みについて

- ・ 地域に住む認知症高齢者やその家族への理解を広め暖かく見守り支え合うことのできる地域づくり、また認知症になっても安心して住み続けられる地域づくりを目指す。圏域内の学校、地域住民に向けた認知症勉強会の開催、オレンジリングの普及や認知症サポーターの養成などにより認知症に関する知識を地域内に広め、神戸モデルの普及に努める。

#### 9. 民生委員等地域との連携について

- ・ 地域支え合い推進員が各地域の定例会や小地域会に中心として関わり、地域や民生委員に寄り添い信頼関係の構築に努め、各会の要望やニーズに迅速に対応し、相談しやすい窓口として認知いただけるよう取り組む。

#### 10. 医療機関との連携について

- ・ 圏域内の医療機関や薬局との連携をはかりセンターの役割の理解、認知症対策などへの協力依頼を行う、また病院地域連携室との連携により地域住民の円滑な入退院調整や医療から介護へ切れ目ない支援を行う。
- ・ 地域の訪問看護ステーションや事業者との連携により「暮らしの保健室」のような健康に関する心配ごとを気軽に相談でき地域住民が医療者とつながることができる機会をつくる。

#### 11. その他関係機関との連携について

- ・ 集いの場の支援者のサポート、NPO 法人との連携により社会資源作りの後方支援を行う。
- ・ 高齢者の安否確認として、民生委員・住宅管理会社・新聞各社等見守り協力事業者との連携により、早期発見・早期対応を行う。

## 12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・ 神戸市の委託を請け負う事業者としての責任を意識して活動する。
- ・ 相談者に適切かつ最新の情報が提供できるよう、研修会への参加により自己研鑽に努める。
- ・ 毎日のミーティングにより情報共有や意見交換を行い、偏った支援にならないよう配慮し、公正中立な援助ができるよう努める。

## 令和4年度あんしんすこやかセンター事業計画書

### あんしんすこやかセンター名： 舞子あんしんすこやかセンター

令和4年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

#### 1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

センターの営業時間は月曜日～土曜日（祝日含む）9時から17時30分とし、時間外や日曜日及び年末年始12月31日から1月3日については、母体法人が設置している舞子の施設（24時間体制）と連携を取り、相談対応ができる体制を継続する。また、センター長が常時事業所携帯を持つことにより緊急時対応に備える。

#### 2. 職員の配置について

主任介護支援専門員2名、社会福祉士1名、保健師または経験のある看護師1名、地域支え合い推進員1名を配置し、福祉・医療の多様な相談に対して各々の専門知識・経験を生かしてチームアプローチで地域包括支援センター事業の円滑な推進を図っていく。

地域住民と連携した見守り活動の強化、住民主体のフレイル予防活動、地域づくりに向けた支援を行う。

#### 3. 総合相談支援業務について

地域住民が安心して住み慣れた地域において、長く安定した生活ができるように支援体制を整え、地域の総合相談窓口として多種多様な相談に対応できるように地域資源の把握や発掘を行い、情報を整理することにより地域に還元・活用できる体制整備を進める。

日頃から地域に積極的に向かい顔の見える関係性作りを心掛け、気軽に相談して頂ける関係性や環境作りに努める。地域に向いた際には、地域住民の生の声にも耳を傾け、こまめに記録に残すことにより課題抽出につなげる。

相談受付内容については、データ管理を行うことにより地域特性を把握し、傾向に応じた対策を検討する。また、丁寧な後追い作業により切れ目のない対応を心掛ける。

多様化する高齢者の課題に対応できるよう日頃から他機関とのつながりを大切にし、相談内容に応じて適切な情報提供や適切な関係機関につなぐ役割を担う。

センターが中心となり介護に取り組む家族をはじめとして、地域の多様な機関、事業所、ボランティア等と必要に応じて関り、ネットワーク構築を推進して、互いの相互作用により相談対応の幅を広げていく。

#### 4. 権利擁護業務について

高齢者虐待や消費者被害、成年後見制度に関する普及啓発を継続的・積極的に行う。日頃から民生

委員をはじめとする各地域団体や居宅介護支援事業所、サービス事業所、医療機関等と情報交換を行う機会を持ち、身近な相談窓口として認識頂くことにより早期相談・早期介入に繋げる。

悪質商法被害防止に向けた取り組みを警察や生活情報センターと密に連携を図ると共に、定期的に被害状況周知を地域やサービス事業所に向けて行うことによりタイムリーな情報発信を継続する。

虐待（疑い含む）通報が入った際には、迅速に実態把握を行い高齢者の安全を確保する。複数名での対応を原則とし、関係機関や行政との連携を密にとり、状況については定期的・随時センター内で情報共有を図り、各専門職の特性を生かしてチームアプローチの下適切な対応を行う。個人情報については特に慎重に取り扱い、客観性に基づいた冷静な対応を行う。また、養護者が抱え込んでしまい追い込まれないように介護リフレッシュ教室の周知や必要な情報提供を行い、養護者支援の視点を重視する。さらに、ケアマネジャー支援にも注力し、支援者が疲弊しないよう後方支援を行う。定期的な評価を行いながら、センター全体として関わる体制を維持する。

## 5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域の社会資源やインフォーマルサービスについては幅広く情報収集に努め、冊子の情報の更新を行い、相談対応時や各関係機関との共有に活用する。

地域診断を通じた地域課題の抽出や、個別事例・典型事例の検討による個別課題の解決の検討を積み重ねることにより、より具体化した課題解決への取り組みを行う。小地域単位での地域ケア会議を開催し、より細分化した地域の特徴やニーズの把握に努め、住民が主体的に地域づくりに参加していけるよう各団体との連携を継続していく。

また、圏域内・委託先居宅介護支援事業所のケアマネジャーや3師会、リハビリセラピスト職員と事例検討会を行う機会を持ち、ケアマネジャーのスキルアップや医療・介護連携の推進に向けた取り組みを実施し、そこから見えてくる高齢者が抱えてくる課題についても共有することを目指す。

## 6. 介護予防ケアマネジメント業務について

「自立支援」の観点から、高齢者本人が持つ力についてきめ細やかなアセスメントを実施し、各関係機関と密に連携をとりながらケアプランを立案する。

地域に積極的に出向きフレイル予防の普及啓発を行い、住民への意識付けを行う。無関心層や閉じこもりがちな方にも地域とのつながりを持って頂けるきっかけ作りを地域と共に模索し、専門職の協力も得ながら地域での取り組み支援を行っていく。

また、元気な高齢者が地域の中で役割を発揮できる機会を増やせるよう地域のニーズ把握やマッチングを区社会福祉協議会と連携をとりながら行い、健康寿命の延伸を目指す。

## 7. 地域支え合い活動推進事業について

住民相互の支え合いや見守りが行える仕組みの定着や、地域も守り活動を地域全体で行えるように、各関係機関とのネットワーク構築をさらに深めていく。

地域へのフレイル予防の普及啓発、地域住民と共に行うまちあるきを実施し、引き続きフレイル予防に取り組んでいく。

こども・若者ケアラーの支援についても、地域の関係機関と共同で少しでも多くの子ども・若者ケアラーを発見、支援できるようにしていく。また適切に対応できるように情報共有、課題整理、今後の対応を速やかに関係機関で連携し可能な対応、支援を実施していく。

実態把握事業についても切れ目ない支援を行い、必要時こまめにセンター内で情報共有することにより統一した対応をとり、センター内各専門性を発揮しながら適切な関係機関や制度に繋ぐタイミングを掴む。

## 8. 認知症に関する取り組みについて

認知症の人にやさしいまちづくり条例に基づく「神戸モデル」の普及啓発を継続し、早期受診の推奨や安全に生活して頂くための環境整備について情報発信していく。

地域支え合い事業が円滑に展開できるよう地域に働きかける。

幅広い世代の地域住民や協力事業者等に認知症に対する正しい知識を持って頂くため「認知症サポーター養成講座（キッズサポーター養成講座）や「認知症高齢者見守り訓練」を実施する。

地域ケア会議やケースカンファレンスによる認知症の事例検討を通して認知症に関する理解を深める機会を持ち、互いに助け合える地域づくりを目指していく。

日頃の相談対応については、医療機関や認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム等と連携をとり、早期受診や適切な治療及び介護の提供に必要な環境整備を進めていく。

## 9. 民生委員等地域との連携について

民生委員からの相談には、引き続き丁寧かつ迅速に対応し、信頼関係を深めてスムーズな連携体制を構築する。民生委員も高齢化が進んでいるため、「支援者を孤立させない」支援を行うため、日頃から顔の見える関係性づくりを行うよう努める。個人情報保護の観点を守りつつ、民生委員とケアマネジャー・サービス事業所等介護保険事業所との連携がスムーズかつ密に行えるような体制構築を目指していく。

ふれあいのまちづくり協議会や老人会・婦人会その他の地域団体とも日頃から接点を多く持ち顔の見える関係性を作り、気軽に相談して頂ける存在となる。

## 10. 医療機関との連携について

地域の高齢者が安心して自立した生活を送れるよう健康維持の重要性を周知し、かかりつけ医や専門医による受診を推奨して日頃から健康に配慮した生活を送れるよう支援する。

また、個別事例検討や日常的な関わりの中で3師会やリハビリ職・栄養士等との連携を意識し、接点を多く持つ中で日頃の連携がスムーズに行える関係性作りを心掛け、各区に配置されている医療介護サポートセンターとも積極的に連携を図り、多職種連携を図る。

## 11. その他関係機関との連携について

地域の高齢者を取り巻く様々な課題に対応するため、ふれあいのまちづくり協議会構成団体、サービス事業所、介護医療サポートセンター、NPO 法人、ボランティア、すまいるネット、専門職団体、



店舗、銀行、郵便局、協力事業者等幅広い機関との連携に努める。

地域づくりの活動過程の中で、連携がとれる機関を増やしていき、より幅広い団体との連携の下センターの対応力向上を目指していく。

## 12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

適切な情報提供を行うことで、高齢者の意思決定を支援し、正当な理由なく特定の事業所に偏りが生じていないか検証する機会を持ち、公正中立な業務の運営に努めていく。また、要支援者が要介護になった場合には、引き継ぎ先を高齢者の意思に基づいて選ぶことができるよう必要な情報提供を行うと共に「指定居宅介護支援事業所の選定における確認書」を確実にとる。

区地域包括支援センター運営協議会について

資料4

1 提案内容

本市では、平成18年度より区地域包括支援センター運営協議会運営要領に基づき、区地域包括支援センター運営協議会（以下「区協議会」という）を運営している。運営内容は以下のとおりである。

（運営内容）

- 第4条 区内の地域包括支援センターの業務の公正・中立性を確認するため、各センターの運営状況について定期的に報告を求め、必要な場合、市協議会にとるべき対応について意見を述べること。
- 2 区内の地域包括支援センターの業務を支援するため、関係機関との連携に関する事項。
- 3 その他運営に関する事項。

平成18年度から地域包括支援センター運営協議会は区と市の両方で運営し、区協議会は区内の地域包括支援センター業務の公正・中立性を確認するため、年1回実施している。15年間是正案件がなく地域包括支援センターの公正・中立は確保されており、区協議会へ報告するのみの会議内容となっており形骸化しているとの意見がある。

また、平成27年度から地域包括支援センターの個別課題解決やネットワークの構築などのために地域包括支援センター及び区に地域ケア会議を設置している。区協議会委員より区地域ケア会議や地域包括ケアシステム会議に参加している委員と重複しているため、一本化してほしいと言った意見もある。

さらに、平成28年度から地域包括支援センターの適正かつ円滑な運営を図るために地域包括支援センター運営評価を実施している。

そこで、区協議会で審議している内容については、市地域包括支援センター運営協議会（以下「市協議会」という）で審議し、区協議会は年1回の定期開催から公募にかかる圏域変更や地域から地域包括支援センターの運営で問題が生じた場合等に随時開催することとする。

なお、市協議会からの依頼に基づき、区協議会を開催できる仕組みを構築する。

2. スケジュール

- (1) 令和4年2月 令和3年度第2回 市協議会で提案

- (2) 令和4年8月頃 令和4年度第1回 区協議会で各区の意見集約
- (3) 令和4年9月頃 令和4年度第1回 市協議会で各区の意見まとめの上、  
審議

3. 運営協議会の介護保険法関係条文

介護保険法施行規則第140条の66 第2号ロ

「地域包括支援センターの設置運営について」(老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号)